

議会運営委員会活動実績等について
(平成 27 年 12 月～平成 28 年 11 月)

1 活動の概要

(1) 委員会の開催

No.	開催日	内容
1	平成 27 年 11 月 27 日(金)	(1 回目) 1 正副委員長の互選 委員長に山本治兵衛委員、副委員長に和佐谷寛委員を選出
2	平成 27 年 11 月 27 日(金)	(2 回目) 1 地方自治法第 180 条の規定による市長専決事項について 地方自治法第 180 条の規定による市長専決事項の一部改正について、市長から議長に依頼(27 年 11 月 9 日付け)されたことを受け、議会運営委員会で協議することを決定。執行機関から、市営住宅の家賃の滞納等による住宅明け渡し請求等に関わる手続を迅速に行うため、当該事項を追加、仮処分及び仮差し押さえに関する事項を削除する等、所要の変更を行う旨の説明を受けた後、協議
3	平成 27 年 12 月 4 日(金)	1 請願の付託について 請第 2 号「原発の使用済核燃料の中間貯蔵施設設置反対に関する請願」の付託先を協議。12 月 7 日の本会議において「原子力防災・安全等特別委員会」に付託することを決定 請願の提出等に伴い、12 月定例会運営要領を変更(12/4 議運、12/14 議運、12/15 特別委員会を開催)することについて協議、決定
4	平成 27 年 12 月 8 日(火)	1 1 年間の活動計画について 議会運営委員会における 1 年間の活動計画(重点事項・先進地視察・講演会の実施等その他の活動・年間スケジュール)を協議、決定 2 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について (1) 意見交換会について 意見交換会の平成 28 年実施に向け、実施要領を協議 (2) 監視機能の充実について 「舞鶴市総合計画後期実行計画の監視」と「個別計画の監視」について、各委員会において監視対象を決定して実施するなどの委員長案を協議、決定
5	平成 27 年 12 月 14 日(月)	1 地方自治法第 180 条の規定による市長専決事項について 地方自治法第 180 条の規定による市長専決事項の一部改正の提案について協議。全会派一致とならず、議会運営委員会としての提案は行わないことを決定(議員提案にて、27 年 12 月定例会(12/22)に提出)
6	平成 27 年 12 月 18 日(金)	(1 回目) 1 常任委員会の議案審査結果について 議案 23 件の審査結果について確認

		<p>2 議案の採決方法について 議案の採決方法について協議、決定</p> <p>3 3月定例会のスケジュール（案）について スケジュール（案）について協議、決定</p> <p>4 閉会中の継続審査について 議会運営委員会の継続審査申出書の提出について協議、決定 各常任委員会から提出の委員会継続審査申出書の取り扱いについて協議、決定</p>
7	平成 27 年 12 月 18 日 (金)	<p>(2 回目)</p> <p>1 選挙管理委員及び同補充員の選挙について 議長が候補者を指名（指名推選：27 年 12 月 22 日本会議） することを確認</p> <p>2 意見書案の取り扱いについて 意見書案 2 件（国際平和支援法と平和安全法制整備法の廃止を求める意見書 及び T P P 協定書作成作業から撤退し、調印しないことを求める意見書）の取り扱い及び質疑・討論の通告締切について協議、決定</p> <p>3 決議案の取り扱いについて 決議案 1 件（使用済核燃料中間貯蔵施設建設に関する決議）の取り扱い及び質疑・討論の通告締切について協議、決定</p> <p>4 議会提出議案の取り扱いについて 議会提出議案 2 件（市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の一部変更 及び 舞鶴産のお茶の生産振興及び普及促進に関する条例）の取り扱い及び質疑・討論の通告締切について協議、決定</p>
8	平成 27 年 12 月 18 日 (金)	<p>(3 回目)</p> <p>1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について (1) 意見交換会について 意見交換会の実施要領について協議</p>
9	平成 27 年 12 月 22 日 (火)	<p>(本会議休憩中)</p> <p>1 会期延長について 舞鶴商工会議所会頭から「高浜発電所 3・4 号機の再稼働に関する請願」が提出され、その請願の取り扱いについて協議 同請願の審査については、今回、緊急性があることから、会期を 4 日間延長し、審議することを決定するとともに、運営要領の変更を決定</p>
10	平成 27 年 12 月 24 日 (木)	<p>1 請願の付託について 請第 3 号「高浜発電所 3・4 号機の再稼働に関する請願」の付託先を協議。「原子力防災・安全等特別委員会」に同日 11 時からの本会議で付託することを決定 請第 3 号の質疑・討論の通告締切について協議、決定</p>

11	平成 27 年 12 月 25 日 (金)	<p>(1 回目)</p> <p>1 請願の審査結果について 請第 3 号の審査結果について確認</p> <p>2 請願の採決方法について 請願の採決方法について協議、決定</p> <p>3 閉会中の継続審査について 22 日の本会議が延会となったことから、議会運営委員会及び各常任委員会から提出の委員会継続審査申出書について、再度 25 日の本会議で簡易採決により議決することを確認</p>
12	平成 27 年 12 月 25 日 (金)	<p>(2 回目)</p> <p>1 決議案の取り扱いについて 決議案 2 件（住民の理解を得ないままの高浜原発 3・4 号機の再稼働に反対する決議及び高浜発電所 3・4 号機の再稼働に関する決議）の取り扱いについて協議、決定 決議第 3 号・4 号の質疑・討論の通告締切について協議、決定</p>
13	平成 28 年 1 月 13 日 (水)	<p>1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について</p> <p>(1) 意見交換会について 意見交換会の実施要領について決定 4 班（総務文教班、経済消防班、民生環境班、建設班）編成、意見交換会スケジュールについて協議、決定</p>
14	平成 28 年 1 月 20 日 (水)	<p>1 議会提要の事例集について 事例集の見直し（27 年 12 月定例会）について協議、決定</p> <p>2 その他 委員会の視察結果報告について、委員全員が作成することについて協議</p>
15	平成 28 年 2 月 2 日 (火)	<p>1 会派の解散について 井上孝空議員の辞職（1 / 31 付けで議長許可）に伴う議席及び議員協議会の席について空席にすることを協議、決定</p> <p>2 委員会の視察結果報告について 視察結果報告の作成、公開等について協議</p>
16	平成 28 年 2 月 18 日 (木)	<p>1 会派の結成等について 2 / 12 鶴翔会議員団結成に伴い、亀井敏郎議員が議会運営委員会委員に議長から選任された旨の報告 田村優樹議員（井上孝空議員の辞職に伴う舞鶴市議会議員一般選挙の選挙会が 2 / 12 に開催され、田村優樹議員が当選）の議員協議会の席について協議、決定</p>
17	平成 28 年 2 月 22 日 (月)	<p>(1 回目)</p> <p>1 3 月定例会初日の提出予定議案について 初日の提出予定議案 52 件について説明を受け了承 文化・スポーツの市長部局移管に伴う議長から教育委員会への意見提出依頼について、3 月 9 日の本会議で報告する旨確認</p>

		<p>2 3月定例会運営要領（案）について 運営要領について協議、決定</p> <p>3 議案付託について 議案の付託について協議、決定</p> <p>4 代表・一般質問の順番について 鶴翔会議員団結成に伴い、質問の順番について協議、決定</p> <p>5 追加提出予定議案の取り扱いについて 追加提出予定議案の取り扱いについて協議、決定</p> <p>6 議席について 空席分を田村優樹議員の議席として確認し、議長から定例会初日に指定を確認</p> <p>7 3月11日の本会議の運営について 途中休憩し、1分間の黙禱について協議、決定</p> <p>8 調査視察について 議会運営委員会の視察先、調査事項について協議、決定 議会担当部署の同行を市長へ依頼</p>
18	平成 28 年 2 月 22 日 (月)	<p>(2 回目)</p> <p>1 議会提出議案の取り扱いについて 農業委員会委員の解任請求及び推薦の議案取り扱いを協議、決定</p> <p>2 3月定例会初日の運営要領（案）について 3月定例会初日の運営要領を協議、決定</p>
19	平成 28 年 2 月 22 日 (月)	<p>(3 回目)</p> <p>1 委員会の視察結果報告について 視察結果報告の実施手順等（報告書は委員長作成、実施手順は委員長が視察内容を取りまとめ、委員会で説明、全委員が所感を発言など）の委員長案を協議、決定 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画の「市民に開かれた議会」の項目に追加することを協議、決定</p> <p>2 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について</p> <p>(1) 監視機能の充実について 「舞鶴市総合計画後期実行計画の監視」と「個別計画の監視」について、今後の進め方を協議。3月定例会中に各委員会で監視項目を決定後、議長から執行機関に当該計画の進捗状況等を9月定例会での各委員会で報告いただくよう依頼することを決定</p> <p>(2) コミュニティFMの活用について コミュニティFMの活用について、京都府内の事例を参考に協議</p>
20	平成 28 年 3 月 8 日 (火)	<p>1 第 19 期議員による議会運営について</p> <p>(1) コミュニティFMの活用について コミュニティFMの活用について協議し、後日、委員長がFMの活用が図られるよう、28年4月開局予定のFM局と</p>

		<p>協議し、その協議結果をもとに整理することを確認</p> <p>(2) 政策条例提案の手續等について 政策条例を提案する場合の手續等について委員長案を示し、それを基に協議することを決定</p>
21	平成 28 年 3 月 25 日 (金)	<p>(1 回目)</p> <p>1 常任委員会の議案審査結果について 議案 54 件の審査結果について確認</p> <p>2 議案の採決方法について 議案の採決方法について協議、決定</p> <p>3 6 月定例会のスケジュール (案) について スケジュール (案) について協議、決定</p> <p>4 閉会中の継続審査について 議会運営委員会の継続審査申出書の提出について協議、決定 各常任委員会から提出の委員会継続審査申出書の取り扱いについて協議、決定</p>
22	平成 28 年 3 月 25 日 (金)	<p>(2 回目)</p> <p>1 追加提出予定議案の取り扱いについて 追加提出予定議案 (人事案件 1 件: 人権擁護委員候補者の推薦について) の取り扱いについて協議、決定</p> <p>2 議会提出議案の取り扱いについて 議会提出議案 2 件 (舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正 及び 舞鶴市議会委員会条例一部改正) の取り扱いについて協議、決定</p> <p>3 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について</p> <p>(1) 意見交換会について 4 班のテーマ及び対象団体等を決定</p> <p>(2) 議会の仕組み (冊子) の充実について 「舞鶴市議会のしおり」を 27 年度予算内で作成し、傍聴者等への配布を確認</p> <p>4 政策条例提案の手續等について 政策条例を提案する場合の手續等 (政策条例審議までの流れ及び舞鶴市議会パブリック・コメント手續要綱) の委員長案を協議</p>
23	平成 28 年 4 月 27 日 (水)	<p>1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について</p> <p>(1) 委員会の視察結果報告について 大津市議会及び鳥羽市議会の視察 (大津市議会における議会ミッションロードマップ、2 市議会における危機管理及び ICT の活用) について、全委員から所感等の発言 その後、議会の危機管理を整理することについては、今後、スケジュール等を示し、検討していくことを確認</p> <p>(2) 先例集等の見直しについて 事例集の見直し (28 年 3 月定例会) について協議、決定</p>

		<p>(3) 議会ホームページの充実について 市のホームページリニューアル（4/27）に合わせ、議会ホームページのデザイン変更を確認</p> <p>(4) 議会活動に関する情報について 議会活動に関する情報については、報道機関へ積極的に提供することを決定。その手段については、委員長に一任（適宜正副議長と相談）を決定</p> <p>2 政策条例提案の手續等について 政策条例を提案する場合の手續（委員長案）について協議</p> <p>3 常任委員会の所管事項について 市の組織改編に伴い、所管事項を整理するため、委員長案を協議（ただし、予算決算委員会各分科会における審査分担については、予算決算委員会理事会（4/27）において、委員長案を協議）</p> <p>4 その他 クールビズの実施について協議し、開始日は執行機関に合わせ、終了日は9月定例会最終日までとすることを決定</p>
24	平成 28 年 5月 12 日（木）	<p>1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について</p> <p>(1) 先例集等の見直しについて 議員の辞職に係る 2 事例（平成 10 年、14 年）の事例集への追加を協議、決定</p> <p>(2) コミュニティFMの活用について 委員長案（市の番組の枠を利用して、毎月 1 回 15 分枠の活用など）をもとに、FMまいづるの活用を協議</p> <p>(3) 議会における危機管理について 本市議会の基本的な危機管理の考え方等を協議</p> <p>2 政策条例提案の手續等について 政策条例を提案する場合の手續及び舞鶴市議会パブリック・コメント手續要綱を決定 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画の「効率的・効果的な議会運営」の項目に追加を決定</p> <p>3 常任委員会の所管事項について 市の組織改編に伴い、所管事項を整理（ただし、予算決算委員会各分科会における審査分担については、予算決算委員会理事会（5/12）において整理）</p>
25	平成 28 年 5月 27 日（金）	<p>(1 回目)</p> <p>1 6 月定例会の提出予定議案について 提出予定議案 7 件の説明を受け了承</p> <p>2 6 月定例会運営要領（案）について 運営要領について協議、決定</p> <p>3 議案付託について 議案の付託について協議、決定</p> <p>4 一般質問の順番について</p>

		<p>一般質問の順番について確認</p> <p>5 追加提出予定議案の取り扱いについて</p> <p>追加提出議案の取り扱いについて確認</p>
26	平成 28 年 5 月 27 日 (金)	<p>(2 回目)</p> <p>1 要望決議案の取り扱いについて</p> <p>議会提出議案 1 件「平成 28 年熊本地震に係る要望決議」の取り扱いについて協議、決定</p>
27	平成 28 年 5 月 27 日 (金)	<p>(3 回目)</p> <p>1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について</p> <p>(1) コミュニティ FM の活用について 本市議会の活動を情報発信する手段として、「FM まいづる」を活用していくことを決定し、議会独自の番組として、その内容等具体的な運用について協議</p> <p>(2) 議会における危機管理について 災害時における議会運営及び議員の行動に関する基本的な考え方について協議</p> <p>(3) 委員会の視察結果報告について 委員会の視察結果報告に係る理事者・執行機関の出席について協議、決定</p> <p>(4) 議会中継映像配信の拡大について 議会中継映像配信の拡大において、モニター設置場所の追加は見込めない状況を確認し、インターネット配信システムの変更については、28 年 6 月定例会から生中継の配信方法を変更（動画配信サービスのユーストリームを利用）することを確認</p> <p>(5) 議員研修会について 議員研修会（本市議会の政策形成機能の向上を図るため、有識者による講演）を 28 年 10 月末に開催することを確認</p>
28	平成 28 年 6 月 10 日 (金)	<p>1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について</p> <p>(1) 意見交換会について 4 班による意見交換会開催の周知、積極的な議員の傍聴などを確認</p> <p>(2) 議会中継映像配信の拡大について 録画映像の配信システムの変更（28 年 6 月定例会から株会議録研究所が運用するタブレット・スマートフォン対応のシステムに切り替える）について、確認</p> <p>(3) 監視機能の充実について 「舞鶴市総合計画後期実行計画の監視」と「個別計画の監視」の日程の変更（実施時期：「9 月定例会の委員会審査終了後に実施」から「10 月中旬頃に委員会を開催し実施」することに変更）、執行機関（部課長、主幹）の出席について協議、決定</p> <p>(4) 議員研修会について</p>

		<p>議員研修の一環として、予算決算基礎講座を開催することを協議、決定</p> <p>(5) コミュニティFMの活用について 放送内容等具体的な運用を協議。議会活動を中心とした客観的な事実に基づいた内容について、1回につき、15分枠を活用し、議員が出演することを協議、決定</p> <p>(6) 議会における危機管理について 災害時における議会運営及び議員の行動に関する基本的な考え方について協議</p>
29	平成 28 年 6 月 28 日 (火)	<p>(1 回目)</p> <p>1 常任委員会の議案審査結果について 議案 7 件の審査結果について確認</p> <p>2 議案の採決方法について 議案の採決方法について協議、決定</p> <p>3 9 月定例会のスケジュール (案) について スケジュール (案) について協議、決定</p> <p>4 閉会中の継続審査について 議会運営委員会の継続審査申出書の提出について協議、決定 各常任委員会から提出の委員会継続審査申出書の取り扱いについて協議、決定</p>
30	平成 28 年 6 月 28 日 (火)	<p>(2 回目)</p> <p>1 追加提出予定議案の取り扱いについて 追加提出予定議案 (人事案件 1 件: 教育委員会委員の任命について) の取り扱いについて協議、決定</p> <p>2 意見書案の取り扱いについて 意見書案 2 件 (国の制度としての子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティーをやめることを求める意見書 (案) 及び 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書 (案)) の取り扱いについて協議、決定</p> <p>3 議員派遣について 議員派遣 (意見交換会、平和記念式典) の取り扱いについて協議、決定</p>
31	平成 28 年 6 月 28 日 (火)	<p>(3 回目)</p> <p>1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について</p> <p>(1) コミュニティFMの活用について FMまいづるの活用に係る今後の進め方を協議。FMまいづるの活用について具体的な企画・立案等を担う組織を設置することについて協議、決定</p> <p>(2) 議会における危機管理について 危機管理の整理に係る今後の進め方 (市の地域防災計画に準じて、一般災害 (風水害)、震災 (地震・津波)、原子</p>

		力災害に準じて、災害対応のマニュアルを段階的に整理)を協議、決定
32	平成 28 年 7 月 20 日 (水)	1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について (1) 委員会の視察結果報告について 議員協議会での報告手段 (委員長作成の視察報告を資料として配付し、視察報告に代える。) について協議、確認 (2) 先例集等の見直しについて 事例集の見直し (28 年 6 月定例会) について協議、決定 (3) コミュニティ FM の活用について FM まいづるの番組構成の企画立案など政策を担当する「FM まいづる活用ワーキンググループ」の設置 (各会派代表 5 人で構成) を決定 (4) 議会における危機管理について 舞鶴市議会災害対策行動マニュアル (一般災害対策編) に係る委員長案を協議
33	平成 28 年 7 月 28 日 (木)	1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について (1) 議会における危機管理について 舞鶴市議会災害対策行動マニュアル (案) (一般災害対策編) を協議 舞鶴市議会災害対策行動マニュアル (案) (震災対策編) に係る委員長案を協議 (2) 意見交換会について 意見交換会のスケジュールの変更 (9 月定例会の質問、決算審議のほか、10 月に実施する「舞鶴市総合計画後期実行計画」及び「個別計画」を監視する委員会にも意見交換会の内容を生かした上で、意見交換会の総括をする。) を協議、決定
34	平成 28 年 8 月 10 日 (水)	1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について (1) 議会における危機管理について 舞鶴市議会災害対策行動マニュアル (暫定版) (一般災害対策編) を確認 舞鶴市議会災害対策行動マニュアル (案) (震災対策編) を協議、確認
35	平成 28 年 8 月 24 日 (水)	(1 回目) 1 9 月定例会の提出予定議案について 提出予定議案 20 件について説明を受け了承 2 9 月定例会運営要領 (案) について 運営要領について協議、決定 3 議案付託について 議案の付託について協議、決定 4 代表質問・一般質問の順番について 代表質問、一般質問の順番について確認 5 追加提出予定議案等の取り扱いについて

		追加提出予定議案等の取り扱いについて確認
36	平成 28 年 8 月 24 日 (水)	<p>(2 回目)</p> <p>1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について</p> <p>(1) 議会における危機管理について 舞鶴市議会災害対策行動マニュアルの一般災害対策編・震災対策編における暫定版を確認 行動マニュアルについて、「より分かりやすいレイアウトに工夫したマニュアル（暫定版）」及び「舞鶴市議会災害対策・支援本部（議会本部）の設置要綱」について、委員長案を提示することを確認</p> <p>(2) 意見交換会について 意見交換会の運営方法の改善等に係る 4 座長会議の協議結果を確認 今後の意見交換会の検証について確認 意見交換会の実施結果の公開について確認 意見交換会の実施結果について、各座長から担当部長への提出を確認</p> <p>2 その他 北陸新幹線誘致特別委員会誘致に係る FM まいづるの出演についての発言の協議。放送したい内容が整理できた段階で、当該委員会において、協議いただくことを確認</p>
37	平成 28 年 9 月 8 日 (木)	<p>1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について</p> <p>(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置（議会本部）の設置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュアルの共通編として「議会における災害対応について（暫定版）」を協議</p> <p>(2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討について</p> <p>(3) 常任委員会のあり方の検討について (2)議員の定数及び報酬のあり方、(3)常任委員会のあり方について検討を行っていく組織を協議し、28 年 12 月定例会の議会人事改選後から「議会運営委員会」で協議していくことを決定</p> <p>2 その他 質問のあり方（質問に討論内容や要望を入れること）については、各議員の常識の範囲において行うことを確認 映像配信中に CM が入ることについて、議会中継が中断しないよう、ユー 스트リームでの配信方法について、今後検討することを確認</p>
※ 参考	平成 28 年 9 月 14 日 (水) ～15 日 (木)	京都府議会傍聴（代表質問） 於：舞鶴市総合文化会館大ホール

38	平成 28 年 10 月 4 日 (火)	<p>1 常任委員会の議案審査結果について 議案 20 件の審査結果について確認</p> <p>2 議案の採決方法について 議案の採決方法について協議、決定</p> <p>3 12 月定例会のスケジュール (案) について スケジュール (案) について協議、決定</p> <p>4 閉会中の継続審査について 議会運営委員会の継続審査申出書の提出について協議、決定 各常任委員会から提出の委員会継続審査申出書の取り扱いについて協議、決定</p> <p>5 追加提出予定議案の取り扱いについて 追加提出予定議案 (人事案件 1 件：人権擁護委員候補者の推薦について) の取り扱いについて協議、決定</p> <p>6 意見書案の取り扱いについて 意見書案 1 件 (次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書 (案)) の取り扱いについて協議、決定</p> <p>7 議員派遣について 議員派遣 (市町村 1 期目議員研修会) の取り扱いについて協議、決定</p> <p>8 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について</p> <p>(1) 議会における危機管理について 「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュアルの共通編として「議会における災害対応について (暫定版)」を策定 「舞鶴市議会災害対策・支援本部」(議会本部) を設置</p> <p>(2) ICT 活用の検討について 「ICT の活用に関する検討会」からの答申 (パソコン等へのメールによる情報伝達、タブレット端末の導入、グループウェア等による情報共有、情報セキュリティに関するルールづくり) を受け、本市議会としての ICT の取り組みについて協議</p> <p>(3) FM まいづるの活用について 「FM まいづる活用ワーキンググループ」からの報告を受け、「舞鶴市議会 FM まいづる放送要項」、「第 1 回放送の日時・内容」、「平成 29 年度年間放送プログラム」を協議、決定</p>
39	平成 28 年 10 月 21 日 (金)	<p>1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について</p> <p>(1) 先例集等の見直しについて 事例集の見直し (28 年意見交換会及び 28 年 9 月定例会) について協議、決定</p> <p>(2) ICT 活用の検討について</p>

		<p>市議会において実施が考えられるICTの取り組みの方向性について示された委員長案（パソコン等へのメールによる情報伝達、タブレット端末の導入、グループウェア等による情報発信、情報セキュリティに関するルールづくり、今後の進め方等）について協議</p> <p>(3) 議会中継映像配信の拡大について ユー 스트リームによる配信において、CMが入らない配信が可能となるよう、来年度の予算を要求していくことを確認</p> <p>(4) 委員会の活性化について 各委員会において、1年間の総括を行うにあたり、その様式を協議、決定</p> <p>(5) 監視機能の充実について 本年初めて実施した「舞鶴市総合計画後期実行計画」及び「個別計画」を監視する委員会の方向性を協議するにあたり、委員長から委員の意見を聴取</p> <p>2 その他 舞鶴市議会政務活動費の運用指針に係る見直しについては、今後整理していくことを確認</p>
40	平成 28 年 10 月 28 日(金)	<p>1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について</p> <p>(1) コミュニティFMの活用について FMまいづるワーキンググループでの決定事項（番組名、放送収録日、放送日、放送周知方法）を確認</p> <p>(2) ICT活用の検討について パソコン等へのメールによる情報伝達について、移行期間を設けることとし、早期に実施（議員協議会や委員会の審議資料を除く。）とすることを協議、決定 タブレット端末の導入について、その方向性を協議 グループウェア等による情報共有について、タブレット端末の運用が軌道に乗り、より有効に活用できる状況が整った時点で検討することとすることを協議、決定 情報セキュリティに関するルールづくりについて、早期にルールをつくることを協議、決定</p> <p>(3) 監視機能の充実について 監視機能の充実に関する今後の方向性について、各会派の意見を 28 年 12 月定例会以後の議会運営委員会に申し送りとすることを協議、決定</p> <p>(4) 意見交換会について 意見交換会の方向性や運営方法の改善等について、4 座長から出された意見を 28 年 12 月定例会以後の議会運営委員会に申し送りとすることを協議、決定</p> <p>2 定例会のスケジュールについて 質問及び質疑の通告締切日を、定例会初日の本会議が終了</p>

		した日の3日後から2日後へ変更することについて協議
41	平成 28 年 11 月 4 日 (金)	<p>1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について</p> <p>(1) ICT 活用の検討について</p> <p>パソコン等へのメールによる情報伝達の実施については、その移行期間（資料等をパソコン等へのメール配信及び机上配付を併用とする期間）を 28 年 12 月から 29 年 3 月末までとすることを決定。29 年度から、原則として、資料等（議員協議会や委員会の審議資料、パンフレット、冊子を除く。）の机上配付は行わないこととすることを決定（ただし、実施前に再度本格実施の開始日について確認）</p> <p>タブレット端末の導入について、その方向性を協議。タブレットの導入に係る方向性については、議会運営委員会の下部組織として、「ICTに係るワーキンググループ（仮称）」を設置し、その組織において、検討することについて、28 年 12 月定例会以後の議会運営委員会に申し送ることを確認</p> <p>情報セキュリティに関するルール（会派用パソコンの利用、ネットワークの利用、メールによる議員への情報伝達、メール以外による情報伝達、幹事長の責務、ルールの見直し等）を協議</p> <p>会派パソコンでのメールの送受信について、協議。タブレット端末の導入検討と同様、「ICTに係るワーキンググループ（仮称）」での検討事項として、28 年 12 月定例会以後の議会運営委員会に申し送ることを確認</p> <p>タブレット活用については、議員多数から講習会の希望がある場合は、議会運営委員会において、講習会の開催を検討するが、原則としては、会派内で教え合うことを確認</p> <p>2 定例会のスケジュールについて</p> <p>先例及び申し合わせ事項である質問及び質疑の通告締切日については、定例会初日の本会議が終了した日の3日後から2日後へ変更（29 年 3 月定例会から）することを決定</p> <p>3 特別委員会の継続について</p> <p>「原子力防災・安全等特別委員会」及び「北陸新幹線誘致特別委員会」の 28 年 12 月定例会以降の継続を決定（ただし、北陸新幹線誘致特別委員会については、ルートが決定するまで）</p> <p>4 その他</p> <p>FM まいづる活用ワーキンググループのメンバーについて、可能であれば 28 年度をめどに継続いただくことを確認</p>
42	平成 28 年 11 月 14 日 (月)	<p>1 第 19 期舞鶴市議会活動基本計画について</p> <p>(1) ICT 活用の検討について</p> <p>情報セキュリティに関するルールについて、協議</p> <p>(2) 委員会の活性化について</p>

		<p>各委員会の1年間の活動実績等の公開について、協議、決定</p> <p>(3) コミュニティFMの活用について FMまいづるで放送する議会の番組を市議会ホームページでも聴けるよう、音源を掲載することについて協議、決定</p> <p>2 1年間の活動実績等について 議会運営委員会における1年間の活動実績及び申し送り事項について、協議</p>
43	平成28年 11月22日(火)	<p>(1回目)</p> <p>1 12月定例会の提出予定議案について 提出予定議案17件の説明を受け了承</p> <p>2 12月定例会運営要領(案)について 運営要領について協議、決定</p> <p>3 議案付託について 議案の付託について協議、決定</p> <p>4 一般質問の順番について 一般質問の順番について確認</p> <p>5 追加提出予定議案の取り扱いについて 追加提出議案の取り扱いについて確認</p> <p>6 12月定例会初日の運営要領(案)について 12月定例会初日の運営要領を協議、決定</p>
44	平成28年 11月22日(火)	<p>(2回目)</p> <p>1 第19期舞鶴市議会活動基本計画について (1) ICT活用の検討について 舞鶴市議会における情報セキュリティに関する申し合わせについて、協議</p> <p>2 1年間の活動実績等について 1年間の活動実績及び申し送り事項について、協議、決定</p> <p>3 その他 一般質問の答弁者に関わり、副市長答弁の要請については、必要に応じて協議することを確認</p>
45	平成28年 11月25日(金)	<p>1 12月定例会初日の運営要領(案)について 議長選挙及び副議長選挙に際して所信表明を行うこととして、12月定例会初日の運営要領の変更を協議、決定 また、所信表明の実施要領について、協議、決定</p>

※ 平成28年11月25日に決定した所信表明の実施要領は、下記のとおり。

議長及び副議長の選挙に係る所信表明実施要領	
平成28年11月25日 議会運営委員会決定	
1 趣旨	この要領は、議長及び副議長の選挙に当たり、適任者を選出するため、立候補の所信表明を行う機会を設けることとして、その実施に必要な事項を定めるものとする。
2 所信表明の機会	

議長又は副議長が欠員となった場合、議員協議会において、その選挙の立候補者の所信表明を行う機会を設ける。

3 立候補及び所信表明の申出

議長及び副議長に立候補する議員は、立候補兼所信表明申出書（別記様式）により、議長に届け出なければならない。

議長及び副議長の立候補及び所信表明は、重複して申し出ることはできない。

4 所信表明を行う議員協議会の運営

(1) 開催日程

議長選挙、副議長選挙を行う本会議日に、本会議を休憩して行う。

(2) 開催場所

議場

(3) 所信表明の持ち時間

10分以内

(4) 所信表明に対する賛意表明等

所信表明会を行う議員協議会において、所信表明者に対して、拍手その他の方法により賛意を表し、または野次その他の方法により反意を表してはならない。

また、応援演説は行わないこととする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、所信表明の実施に関し必要な事項は、議会運営委員会において協議し、決定する。

(別記様式)

平成 年 月 日

舞鶴市議会議長 様

舞鶴市議会議員

印

立候補兼所信表明届出書

このたび、(議長・副議長)選挙に立候補し、所信表明したいので届け出ます。

(2) 委員会で提出した議案

①平成 27 年 12 月定例会 (2 議案)

No.	議案名
1	市議委第 4 号 原子力防災・安全等調査特別委員会の名称及び設置目的の変更について
2	市議委第 5 号 北陸新幹線誘致特別委員会の設置について

【参考：議員提案】

市議第 1 号 農業委員会委員の解任請求について (可決)

市議第 2 号 農業委員会委員の推薦について (可決)

市議第 3 号 市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の一部変更について (可決)

市議第 4 号 舞鶴産のお茶の生産振興及び普及促進に関する条例 (可決)

意第 9 号 国際平和支援法と平和安全法制整備法の廃止を求める意見書 (否決)

意第 10 号 TPP 協定書作成作業から撤退し、調印しないことを求める意見書 (否決)

決議第 2 号 使用済核燃料中間貯蔵施設建設に関する決議 (可決)

決議第 3 号 住民の理解を得ないままの高浜原発 3・4 号機の再稼働に反対する決議 (否決)

決議第 4 号 高浜発電所 3・4 号機の再稼働に関する決議 (可決)

②平成 28 年 3 月定例会 (2 議案)

No.	議案名
1	市議委第1号 舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
2	市議委第2号 舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例

【参考：議員提案】

市議第1号 農業委員会委員の解任請求について（可決）

市議第2号 農業委員会委員の推薦について（可決）

③平成28年6月定例会（委員会からの議案提出なし）

【参考：議員提案】

意第1号 国の制度としての子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティーをやめることを求める意見書（否決）

意第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書（否決）

決議第1号 平成28年熊本地震に係る要望決議（可決）

④平成28年9月定例会（委員会からの提出議案なし）

【参考：議員提案】

意第3号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（可決）

2 委員会活動計画に係る取り組み

(1) 重点事項

- ① 議会における危機管理の調査研究
- ② 第19期舞鶴市議会活動基本計画の進行管理
- ③ 常任委員会のあり方の調査研究
- ④ 議員定数及び報酬のあり方の調査研究
- ⑤ 議会基本条例の調査研究

(2) 先進地視察

No.	日程	視察先	調査内容
1	4月20日（水）	滋賀県大津市	・議会ミッションロードマップ及び議会基本条例について ・議会BCP（業務継続計画）について ・ICTの活用について
2	4月21日（木）	三重県鳥羽市	・災害時行動計画について ・ICTの活用について

※報告内容は別紙1のとおり

(3) 第19期舞鶴市議会活動基本計画

第19期舞鶴市議会活動基本計画の協議内容等

※現基本計画については、別紙2のとおり

※協議内容等については、別紙3のとおり

(4) コミュニティFMの活用

議会運営委員会の下部組織として、平成28年7月20日に「FMまいづる活用ワーキンググループ」を設置し、当該ワーキンググループでの決定事項を尊重して、舞鶴市議会の情報発信の場として、FMまいづるを活用

① FMまいづる活用ワーキンググループの開催

No.	開催日	内容
1	平成28年 7月20日(水)	1 座長・副座長の選任 座長に山本治兵衛議員、副座長に上羽和幸議員を決定
2	平成28年 7月28日(木)	1 ワーキンググループのあり方について ・各会派の代表者として議論を進めていくことを確認 2 放送内容について 放送内容等について協議、決定 ①放送頻度…毎月1回放送、再放送も検討 ②放送形態…原則として録音、パーソナリティーとのインタビュー方式 ③放送内容…年間プログラムを作成し、毎回1～2つのテーマを決定(15分枠)
3	平成28年 8月10日(水)	1 確認事項について 費用等について確認、放送頻度等について協議、決定 今年度は11月上旬、1月上旬の2回とし、予算の執行状況により3月の放送を検討 29年度予算は毎月1回実施で要望し、予算の動向を注視し検討する。 2 第1回放送テーマについて 第1回放送テーマについて協議、決定 テーマ①：FM放送を開始するに当たって(議長) テーマ②：議会の仕組み(議会運営委員会委員長)
4	平成28年 8月22日(月)	1 情報発信のルールについて 舞鶴市議会FMまいづる放送要項を確認 2 第1回放送日について 平成28年11月12日(土)午前10時から
5	平成28年 9月13日(火)	1 議会運営委員会への報告について 舞鶴市議会FMまいづる放送要項、第1回放送日、年間プログラム(案)を報告することを確認 2 第1回放送原稿について 締切は、平成28年10月20日(木)
6	平成28年 10月25日(火)	1 第1回放送原稿の確認 第1回放送原稿を確認 2 第1回放送収録日について 平成28年11月2日(水)午前10時からFMまいづる放送スタジオにおいて収録 3 番組タイトルについて

		「こんにちは！舞鶴市議会です！」に決定 4 その他 放送開始の広報を報道機関へ周知 まいづるメール配信サービスにより広く周知
-	平成 28 年 11 月 2 日 (水)	第 1 回放送収録 場所：FMまいづる放送スタジオ 時間：午前 10 時
-	平成 28 年 11 月 12 日 (土)	第 1 回放送 テーマ及び出演者 テーマ①FM放送を開始するに当たって：桐野議長 テーマ②議会の仕組み：山本議会運営委員会委員長 放送時間 午前 10 時から (15 分)
7	平成 28 年 11 月 22 日 (火)	1 第 1 回放送の反省点について 第 1 回目放送の反省 2 第 2 回放送日について 第 2 回放送日について協議、決定 第 1 希望：平成 29 年 1 月 21 日 (土) 午前 9 時～12 時の間 第 2 希望：平成 29 年 1 月 21 日 (土) 午後 1 時～ 3 第 2 回放送テーマ・出演者について 第 2 回放送テーマと出演者について、協議、決定 テーマ①：新議長挨拶、12 月定例会の報告 テーマ②：2 常任委員会の紹介 出演者：議長、総務文教委員会委員長、経済消防委員会委員長

② FMまいづる活用ワーキンググループ (各会派代表 5 人)

座 長	山 本 治兵衛	創政クラブ議員団
副 座 長	上 羽 和 幸	公明党議員団
委 員	小 杉 悦 子	日本共産党議員団
委 員	鯛 慶 一	新政クラブ議員団
委 員	松 岡 茂 長	鶴翔会議員団

(5) ICT活用

本市議会として実施が考えられる ICT活用の取り組みについて、ICT活用に関する検討会 (平成 27 年 11 月 27 日設置) を設置し、協議

① ICT活用に関する検討会の開催

No.	開催日	内 容
1	平成 27 年 11 月 27 日 (金)	1 正副座長の選出について 座長に上羽和幸委員、副座長に今西克己委員を選出
2	平成 28 年 2 月 29 日 (月)	1 検討会の進め方等について ICTに係る知識の習得、ICT活用に係る調査研究を行

		い、本市議会において実施が見込める取り組みを、議会運営委員会に報告すること、ICT活用の現状調査、調査に基づく段階的な勉強会、情報セキュリティ研修、先進事例研究、タブレットの活用に関するセミナーと操作体験などを行っていくこと、10月には議会運営委員会へ報告することを決定
3	平成28年 5月23日(月)	1 議会におけるタブレットの活用について 外部講師によるタブレット活用事例等の講義とタブレットの操作体験を実施
4	平成28年 7月21日(木)	1 ICTに関する基礎について 事務局職員によるICTに関する基礎的な知識の習得を目的とした説明を実施
5	平成28年 8月22日(月)	1 情報セキュリティについて 情報システム課職員による情報セキュリティに関する講義を実施
6	平成28年 8月30日(火)	1 本市議会における取り組み(案)について 議会運営委員会へ報告するICT活用の取り組み内容について協議
7	平成28年 9月13日(火)	1 議会運営委員会への報告について 本市議会で実施が考えられるICTに関する取り組みを、パソコン等へのメールによる情報伝達、タブレット端末の導入、グループウェア等による情報共有、情報セキュリティに関するルールづくりとし、それぞれ具体的に検討されるよう議会運営委員会へ報告することを決定

② ICT活用に関する検討会(28人)

座長	上羽和幸	公明党議員団
副座長	今西克己	新政クラブ議員団
委員	他26人	

3 申し送り事項

(1) 第19期舞鶴市議会活動基本計画に関わる事項

① 計画の進行管理について

取り組み実績を踏まえて、引き続き、計画の進行管理を行っていただきたい。

② 意見交換会について

申し送り事項については、別紙4のとおり

③ 監視機能の充実について

申し送り事項については、別紙5のとおり

- ④ 常任委員会のあり方、議員定数及び報酬のあり方の検討組織について
平成 28 年 9 月 8 日「議会運営委員会」で検討していくことを決定したため、早期に検討を始められたい。
- ⑤ 議会における危機管理について
市の地域防災計画（原子力災害対策編）の改正後、「議会における災害対応について（暫定版）」に、「原子力災害対策編」を加えることを協議いただき、舞鶴市議会の危機管理について、正式に策定されたい。
- ⑥ ICTの活用について
- ・ タブレットの導入に係る方向性及び会派パソコンでのメールの送受信については、議会運営委員会の下部組織として、「ICTに係るワーキンググループ（仮称）」を設置し、その組織において、検討されたい。
 - ・ タブレット活用については、議員多数から講習会の希望がある場合は、議会運営委員会において、講習会の開催を検討されたい。
 - ・ 舞鶴市議会における情報セキュリティに関する申し合わせについては、平成 29 年速やかに取り決められたい。
- ⑦ 議会基本条例の検討について
これまでからの活動を継続していくためにも、議会基本条例の具体化を図ることが望まれる。

(2) その他

- ・ 政務活動費について
舞鶴市議会政務活動費の運用指針について、見直しをするかどうか、今後整理されたい。

委員名簿（9人）

委員長	山本 治兵衛	創政クラブ議員団
副委員長	和佐谷 寛	新政クラブ議員団
委員	今西 克己	新政クラブ議員団
委員	上羽 和幸	公明党議員団
委員	亀井 敏郎	鶴翔会議員団
委員	小杉 悦子	日本共産党議員団
委員	高橋 秀策	創政クラブ議員団

委員	谷川眞司	創政クラブ議員団
委員	水嶋一明	新政クラブ議員団

議会運営委員会調査視察委員長報告（平成 28 年 5 月 23 日議員協議会報告内容）

調査視察報告書

平成 28 年 4 月 27 日

議会運営委員会

日 程	平成 28 年 4 月 20 日（水）～ 21 日（木）
視 察 先 及 び 調 査 項 目	滋賀県大津市（20 日午前 10 時～12 時、午後 1 時～3 時） ・ 大津市議会ミッションロードマップについて ・ 議会 B C P（業務継続計画）について
	三重県鳥羽市（21 日午前 10 時～12 時） ・ 災害時行動計画について ・ I C T の活用について
参加委員等	桐野正明議長、山本治兵衛委員長、和佐谷寛副委員長、今西克己委員、 上羽和幸委員、亀井敏郎委員、小杉悦子委員、高橋秀策委員、谷川眞司委員、 水嶋一明委員
調査概要	<p>滋賀県大津市議会 対応：大津市議会議事調査課</p> <p>○大津市議会ミッションロードマップについて</p> <p>【説明概要】</p> <p>議員任期 4 年間に於ける議会活動に対する市民への説明責任を果たし、大津市議会基本条例を具現化するため、議会版実行計画となる「大津市議会ミッションロードマップ」を策定し、市議会の「見える化」を図っている。</p> <p>【質疑応答（主なもの）】</p> <p>「ロードマップにおいて、議会から土地利用基本条例や交通基本条例などの政策条例を提案することについては、そのテーマに専門的な知見が必要な事項が多いように感じるが議会として立案するテーマとなりうるのか。」また、「専門的な知見が必要な場合は、執行機関（市長）からの提案が妥当ではないか。」との質疑に対して、「条例の提案は、議会・執行機関（市長）の双方ができることとなっている。市長から提案された条例と違い、意思決定機関である議会において政策条例を提案することは、立案から制定に至る経緯に議員が直接携わることとなるため、一定意義があるように感じる。」また、「専門的な知見が必要なテーマについては、概ね 1 年間の調査研究機関を設けて検討している。」とのことであった。</p> <p>○議会 B C P（業務継続計画）について</p> <p>【説明概要】</p> <p>大津市議会においては、大規模災害の発生などにより非常時に対応すべき議会や議員の役割、行動方針などを定めた業務継続計画（B C P）を定めている。議会 B C P を策定したことにより、災害時における初期対応の高度化が図られ、審議や執行機関への監視など議会としての機能を維持し、市民ニーズを的確に反映した早期の災害復旧・復興が図られている。</p>

【質疑応答（主なもの）】

「BCPにより議会で設置を定めている災害対策会議に、情報を一元化することは有効と感じる。また、通年会期制により災害発生時において、議会の権能が一定果たせていることも理解できる。しかしながら、執行機関が災害対応に手をとられる中での議会対応を懸念するがどうか。」という質疑に対して、「大津市議会のBCPは、市長の専決処分については一定理解するが、議会への説明責任と審議を欠く専決処分を了としなかった。」とのことであった。

三重県鳥羽市議会

対応：鳥羽市議会事務局議事係

○災害時行動計画について

【説明概要】

鳥羽市議会の災害時行動計画は、災害時における行動の基本を定めることにより、議事機関としての責任を果たすことを目的としている。

(計画の特徴的な考え方)

- ①大規模災害時に限定せず、鳥羽市地域防災計画における警戒体制を基に災害を想定していること
- ②通年会期制を採用していることなどから、災害発生時に議会としての任意の会議体は設けず、既存の本会議と委員会、全員協議会で対応していること
- ③大規模災害時の交通途絶等を想定し、無理に早期の議会参集を義務付けず、なるべく各議員の地域における活動を優先させていること
- ④議会事務局職員は、災害時は市の防災計画に配備されていることから、議会においては既存の枠組みを変えずに対応していること

【質疑応答（主なもの）】

「災害発生時における議案の専決処分と議会審議のバランスをどのように考えているのか。」との質疑に対して、「議会の機能を維持するために通年会期制としているため、台風被害を受けた際に早期に国からの災害復旧補助申請に対応できた事例がある。災害発生時の議会審議の際は、議案を上程した関係部署の職員のみが出席し、災害の復旧に影響が出ないようにしている。」とのことであった。

○ICTの活用について

【説明概要】

鳥羽市議会においては、財政の厳しい中で、費用をできるだけ抑えて大きな効果を生み出す手法を模索した結果、無料のインターネット放送配信サービスであるUSTREAM（ユーストリーム）を議会のインターネット中継として活用するなど全国的にも先進的な地方議会として注目を集めている。

【質疑応答（主なもの）】

i pad の通信料については、2分の1を補助（インターネット通信料・プロバイダー利用料（ただし、1回線分に限る。)) するなど「政務活動費の手引き」に基づき対応しているとのことであった。

第19期
舞鶴市議会活動基本計画

平成 27 年 5 月策定
平成 27 年 9 月改正
平成 28 年 2 月改正
平成 28 年 5 月改正
平成 28 年 6 月改正
平成 28 年 11 月改正
舞 鶴 市 議 会

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の内容	2
5	計画の進行管理	3
別表	議会活動計画項目	
1	市民に開かれた議会	4
2	議会機能の充実	5
3	効率的・効果的な議会運営	6
参考	用語解説	7

1 計画策定の趣旨

平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、地方分権が進展し、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲は拡大され、地方公共団体の果たす役割は、以前にもまして重要なものとなってきています。

平成26年11月には「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、今後、地方版総合戦略が各地方公共団体で策定される状況にあります。

そのような中、二元代表制の一翼を担う地方議会は、多様な民意を反映しつつ、執行機関の事務執行に対する監視・評価機能や政策立案機能の更なる充実・強化を図り、市民福祉の向上に取り組んでいくことが求められています。

舞鶴市議会においては、第18期(平成22年12月5日から平成26年12月4日まで)において、本会議のインターネット中継や議会報告会・意見交換会などを実施するとともに、総合計画を議決事件とするなど、市民に開かれた議会の実現や監視機能強化など、様々な取組を重ねてきたところです。

第19期(平成26年12月5日から平成30年12月4日まで)は、既に始動しており、平成27年3月定例会においては、「交流人口300万人・経済人口10万人」都市を目指す「舞鶴市総合計画・後期実行計画(平成27年度から平成30年度まで)」の策定、「心豊かに暮らせるまちづくり」「安心のまちづくり」「活力あるまちづくり」を推し進める「舞鶴版地方創生」の実現に向け力強くスタートを切るための平成27年度予算等を可決したところです。

そのような中、第19期の議会活動については、今後、その目指すべき方向性と、基本方針を明確にして活動していくことにより、議会・議員と市民が議会活動の全体像を把握することができ、議会活動を総合的かつ効果的に進めていくことができるものと考えます。

そのため、今期に本市議会として、活動の指針となる「第19期舞鶴市議会活動基本計画(以下「計画」という。)」を策定し、それに基づいて活動しようとするものです。

2 計画の位置付け

この計画は、第19期の議会が取り組む活動の指針とするものであり、議会活動の目的を明確にし、実践するものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年5月から平成30年11月までとします。

4 計画の内容

この計画における活動の基本となる目標を、「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・効果的な議会運営」とし、その実現のために、別表に定める具体的な取組を進めるものです。

1 市民に開かれた議会

市民に本市議会の活動に関する情報を積極的により分かりやすく提供するとともに、市民の意見を聴き、精査し、議会審議と市政に反映させていくため、市民にとって開かれた議会を目指すものです。

【具体的な取組内容】

- (1) 意見交換会の検討
- (2) 議会ホームページの充実
- (3) 市議会だよりの充実
- (4) 議案、資料等の公開の検討
- (5) FMまいづるの活用
- (6) 児童生徒の議会学習会の開催の検討
- (7) 議会の仕組み（冊子）の充実
- (8) 日曜議会の検討
- (9) 議会中継映像配信の拡大（平成27年9月追加）
- (10) 委員会の視察結果報告（平成28年2月追加）

2 議会機能の充実

執行機関の事務事業について、公正性、透明性、信頼性の観点から、適切に監視・評価し、意見を述べるため、議会機能の充実、特に、委員会審査の充実を図るものです。

【具体的な取組内容】

- (1) 監視機能の充実
- (2) 委員会の活性化
- (3) 議員力の向上
- (4) 議会図書室の充実
- (5) 議会事務局の機能強化

3 効率的・効果的な議会運営

市政の課題に対して的確な審議を行い、市民に分かりやすい議会運営(活動)を行うため、議会運営(活動)を通して、そのあり方を検討し、効率的・効果的な議会運営を目指すものです。

【具体的な取組内容】

- (1) 常任委員会のあり方の検討
- (2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討
- (3) 議会における危機管理の検討
- (4) 先例集等の見直し
- (5) ICT活用の検討
- (6) 質問方式等の検討
- (7) 議員協議会のあり方の検討
- (8) 議会基本条例の検討
- (9) 政策条例提案の手續等の検討

5 計画の進行管理

この計画の進行管理は、取組の進行状況をみて議会運営委員会で行うものとします。

また、計画最後の年は、取組実績の総括を行い、改善策等を付して次期第20期(平成30年12月5日から平成34年12月5日)に申し送ることとします。

議会活動計画項目

1 市民に開かれた議会

項 目	内 容	年別の工程			
		H27	H28	H29	H30
(1) 意見交換会の検討	市民又は市民団体との意見交換会の検証を行った上で、次の意見交換会について検討します。	実施 検討 実施を決定	実施	実施	実施
(2) 議会ホームページの充実	議会日程の掲載 ※定例会等の運営要領のほか、議長日程や閉会中の会議についても掲載します。	検討 実施	実施	実施	実施
	視察報告・視察受入項目等の掲載 ※委員会の視察報告や本市議会での視察受入の市議会・視察日時や項目等を掲載します。	検討 実施	実施	実施	実施
	デザイン変更（リニューアル）	検討 実施を決定	検討 実施	実施	実施
(3) 市議会だよりの充実	掲載内容の検討 ※委員会視察報告や議会傍聴に係る掲載等について検討します。	検討 実施を決定	実施	実施	実施
	配布方法の拡大 ※スマートフォンアプリによる配信などを検討します。	検討 実施	実施	実施	実施
(4) 議案、資料等の公開の検討	市議会ホームページ等での公開の検討 ※本会議及び委員会における審議資料の公開について検討します。	検討 実施を決定	実施	実施	実施
(5) FMまいづるの活用 ※平成28年11月「コミュニティFM」を「FMまいづる」に変更	議会情報の受発信のツールとして、舞鶴のコミュニティFMを活用します。	検討	検討 実施	実施	実施
(6) 児童生徒の議会学習会の開催の拡大	各小中学校及び高等教育機関の在校生の学習の一環として、議会の役割について学ぶ機会の提供を拡大します。	検討 実施	実施 (実績なし)	実施	実施
(7) 議会の仕組み（冊子）の充実	議会の仕組み（冊子）の内容を充実させ、議会に対する理解と関心を高めます。	検討 実施を決定	実施	実施	実施
(8) 日曜議会の検討	市民の議会への関心を高めるため、休日に議会を開会することを検討します。	検討 未実施を決定	—	—	—
(9) 議会中継映像配信の拡大 ※平成27年9月追加	モニター設置場所の追加 ※モニターの設置場所を本庁・西支所・加佐分室に中総合会館を加え、市内4カ所とします。	検討 実施を決定	未実施を決定	—	—
	インターネット配信システムの変更 ※スマートフォン及びタブレットにおいても本会議視聴を可能とします。	検討 実施を決定	実施	実施	実施

(10) 委員会の視察結果報告 ※平成28年2月追加	委員会において、委員が視察結果（所感等）を報告します。	—	検討 実施	実施	実施
-------------------------------	-----------------------------	---	----------	----	----

2 議会機能の充実

項 目	内 容	年別の工程			
		H27	H28	H29	H30
(1) 監視機能の充実 ※平成28年6月 進捗状況の説明を受ける時期を9月定例会決算審査と同時にしないことに変更 ※平成28年11月 「監視」を「点検評価」に変更	後期実行計画の点検評価 ※計画の進捗状況を点検評価し、意見を述べます。	検討 (平成28年からの検討を決定)	検討 実施	実施	実施
	個別計画の点検評価 ※監視すべき個別計画を委員会ごとに定め、その計画の進捗状況を点検評価し、意見を述べます。	検討 (平成28年からの検討を決定)	検討 実施	実施	実施
(2) 委員会の活性化 ※平成28年11月 「議員間自由討議」の「自由」を削除	委員会の計画的な運営 ※委員会の運営は、委員会年間活動計画に基づくものとし、その運営に係る評価・改善策をもって、役員改選後の委員会へ申し送ります。 第20期へは、第19期の通任期（4年）の総括をした上で、改善策等を申し送ります。	検討 実施を決定	実施	実施	実施
	市内現地視察の実施 ※委員会年間活動計画に基づき、所管事項に係る市内の状況把握を充実するため、市内現地視察を実施します。	検討 実施を決定	実施	実施	実施
	参考人制度の活用 ※専門的な意見等を参考とするため、参考人制度を積極的に活用します。	検討 活用を決定	活用	活用	活用
	附帯決議の活用 ※議会として必要な要望事項を執行機関に伝えるため、附帯決議の活用を図ります。	検討 活用・運用を決定	活用 (実績なし)	活用	活用
	議員間討議の検討 ※論議を活性化の中で、合意形成を図るため検討します。	検討 実施	実施 (実績なし)	実施	実施
(3) 議員力の向上	議会・議員に関する研修会・講演会に積極的に参加します。	検討 実施	実施	実施	実施

(4) 議会図書室の充実	蔵書の充実を図るとともに、検索機能を充実させた目録を整備し、利用の拡大を図ります。	検討 実施を決定	実施	実施	実施
(5) 議会事務局の機能強化	議会の監視・調査機能及び議員の政策提案機能の強化、拡大を図るため、議会事務局機能の充実強化を図ります。	検討 充実強化を決定	充実強化	充実強化	充実強化

3 効率的・効果的な議会運営

項 目	内 容	年別の工程			
		H27	H28	H29	H30
(1) 常任委員会のあり方の検討	常任委員会の検討 ※4つの常任委員会について、これまでの活動実績等を踏まえ、所管事項及び委員会数などについて検討します。	検討 (平成28年からの検討を決定)	検討 (平成29年からの検討を決定)	検討 (決定)	
	常任委員会の審査方法見直しの検討	検討 (平成28年からの検討を決定)	検討 (平成29年からの検討を決定)	検討	
(2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討	次期改選に向け、現28人の定数及び報酬について検討します。	検討 (平成28年からの検討を決定)	検討 (平成29年からの検討を決定)	検討 (決定)	
(3) 議会における危機管理の検討	災害発生に伴う議会運営のあり方を検討します。	検討 実施を決定	内容を検討 一部実施	実施 一部検討	実施
	災害発生時の議員行動のマニュアル化を検討します。	検討 実施を決定	内容を検討 一部実施	実施 一部検討	実施
(4) 先例集等の見直し	毎定例会終了後に見直すことを基本として、必要があるときは、議会運営委員会等において見直しを行います。	検討 実施	実施	実施	実施
(5) ICT活用の検討	執行機関からの報告資料や会議資料などをペーパーレス化するとともに、情報の共有化を図るため、タブレット等ICTの活用を検討します。	検討 検討会設置を決定	検討	検討 一部実施	

(6) 質問方式等の検討	代表質問と一般質問の性質の違い等による質問方式や質問時間のあり方等について検討します。	検討 実施	実施	実施	実施
(7) 議員協議会のあり方の検討	執行機関からの出席者や質問（当日の執行機関からの報告を除く。）の事前通告制を検討します。	検討 実施	実施	実施	実施
(8) 議会基本条例の検討	議会活動基本計画を実行する中で、基本条例について具体的に検討します。	検討	検討	検討	検討
(9) 政策条例提案の手続等の検討 ※平成28年5月追加	政策条例提案をする場合の政策条例審議までの流れを整理するとともに、舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱を策定します。	—	検討 実施	実施	実施

※ 年は、12月から翌年11月までとします。ただし、平成27年は、5月から11月までとします。

参考 用語解説

用語	解説
ICT	Information and Communication Technology の略称で、情報処理及び情報通信のことで、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称
参考人制度	当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときに、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる制度（地方自治法第115条の2第2項）
スマートフォンアプリ	スマートフォン（高機能携帯電話）で作動する特定の用途・目的・業務のために作られたコンピュータのプログラム 例えば、「議会だより」でのアプリは、「マチイロ」
タブレット	通信機能を備えた平板状の携帯端末で、片面がタッチパネルになっており、画面に指を触れて操作するタイプのコンピュータ
附帯決議	審議の対象である事件の議決に当たって、付随的に付けられる意見又は要望の決議

第19期舞鶴市議会活動基本計画（平成27年12月～28年11月）の実績等について

別紙3

通し No.	基本計画の項目 (内容)	平成28年実績 (平成27年12月～平成28年11月)		
		協議日	結果	
1	<p>1 市民に開かれた議会</p> <p>(1) 意見交換会の検討</p> <p>市民又は市民団体との意見交換会の検証を行った上で、次の意見交換会について検討します。</p>	<p>●平成27年に引き続き、<u>意見交換会</u>を実施</p> <p>●意見交換会の方向性や運営方法の改善等について検証 平成29年の意見交換会の方向性や運営方法の改善等については、<u>別紙4</u>の意見が出されたことを十分踏まえた上で、検討されたい。</p> <hr/> <p>≪内容≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ、対象団体等については、<u>3ページ</u>を参照 ・7月に市内団体等との意見交換会を4つの常任委員会を単位とした4班編成で実施 ・意見交換会の結果を9月定例会の質問、決算審査のほか、10月に実施する「舞鶴市総合計画後期実行計画」及び「個別計画」を監視する委員会にも生かすこととして実施 ・情報を共有するため、議員の積極的な傍聴を確認して実施 ・意見交換会の実施結果を報道機関、市議会だより、市議会ホームページで公開。各座長から担当部長へ提出 <hr/> <p>*参考*</p> <p>舞鶴市議会意見交換会実施要領（平成28年1月13日議会運営委員会決定）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 意見交換会は、意見交換を通じて様々な分野の情報や課題を共有することにより、舞鶴市議会(以下「議会」という。)及び議員の政策提案機能の強化、拡大を図るとともに、市民に対して議会活動を広報・広聴する機会とするために開催する。 2 対象 議会が意見交換会を行う対象は、市民もしくは市民の中で構成されている団体など市政推進にあたり協力関係にあり、かつ、組織的に活動している団体とする。 3 開催時期等 議長は、議会運営委員会に諮り、適当と認めるときは、意見交換会を開催するものとする。 4 班編成 意見交換会を行うときの班編成は、基本的に常任委員会の構成に基づくものとする。ただし、議長は除くものとする。 	<p>【実施】 7/13・19・ 20・21</p> <p>【協議等】 12/8 12/18 1/13 3/25 6/10 7/28 8/24 10/28</p>	<p>実施</p> <p>（ 工程 H28当初 実施 ）</p>

5 内容

- (1) 意見交換会は、テーマを設けて開催し、議会の活動報告も行うものとし、次第は概ね次のとおりとする。
なお、時間は1時間30分から2時間程度とする。
 - ① 挨拶（対象団体代表、議会）
 - ② 意見交換
- (2) 意見交換会のテーマは、対象団体と調整の上、議会運営委員会において決定するものとする。
- (3) 議会の活動報告は、資料を作成し、挨拶の中で行う。

6 資料

資料は、既存資料を活用するものとし、各班代表者で協議して、対象団体への配付用資料及び議員用資料を準備する。

7 役割分担

- (1) それぞれの意見交換会の運営は、各班の議員で行い、司会進行、議会活動報告(挨拶)、記録、報告書作成などを分担する。
- (2) 開催に当たっては、運営方法を班代表者が対象団体と協議する。
- (3) 開催日程の調整及び資料印刷等の準備は事務局で行う。

8 開催の周知方法

ホームページ、市議会だより、広報まいづる、案内チラシに開催場所、日時、テーマ、対象団体等を掲載して周知する。

9 実施後の報告

- (1) 意見交換会終了後、速やかに班から議長に報告書を提出する。なお、報告書は、意見交換の内容、出された意見要望等について、要点を簡潔に整理して作成するものとする。
- (2) 市議会報には意見交換会を実施した旨、及びその概要を簡略に記載する。
- (3) 意見交換会の実施結果については、ホームページで公開する。

10 意見要望の対応方法

- (1) 意見交換会で出された意見要望は、議員全員でその情報を共有する。
- (2) 提出された意見要望の対応は、各班で行い、必要に応じて対象団体に報告する。
- (3) 議会として対応すべき意見要望がある場合は、その意見要望を各班から議長に提出し、議長において、その対応方法を検討する。
- (4) 当局に伝えるべき案件は、当局にその内容を報告する。

11 運営方法の改善等の検討

各班代表者で協議し、議会運営委員会で決定する。

12 公開の取り扱い

原則として、公開とする。

13 その他

実施要領に記載のほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

平成 28 年舞鶴市議会意見交換会について

・ 内容等

※桐野正明議長は、オブザーバー

班名	参加議員	テーマ	対象団体等	開催日時	会場
総務文教班	岸田圭一郎 (座長) 後野 和史 杉島 久敏 高橋 秀策 西村 正之 眞下 隆史	子どもたちの夢達成に向けたサポートについて	舞鶴市 P T A 連絡協議会 参加者：8人 ※オブザーバーとして城北及び加佐中学校校長が出席	7月19日(火) 午後6時30分～	舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室
経済消防班	谷川 眞司 (座長) 伊田 悦子 伊藤 清美 今西 克己 上野 修身 松岡 茂長 松田 弘幸	商店街の振興について	東舞鶴商店街連盟 舞鶴商工振興会 舞鶴クリエイティブアソシエーション KOKIN 参加者：8人	7月20日(水) 午後7時～	舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室
民生環境班	和佐谷 寛 (座長) 上羽 和幸 尾関 善之 亀井 敏郎 小杉 悦子 鯛 慶一 山本治兵衛	よりよい保育環境づくりについて	舞鶴市民間保育園連盟 参加者：12人	7月21日(木) 午後3時～	舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室
建設班	福村 暉史 (座長) 石束 悦子 肝付 隆治 小谷 繁雄 田村 優樹 林 三弘 水嶋 一明	舞鶴・これからのまちづくりについて	舞鶴工業高等専門学校 建設システム科4年生 参加者：18人	7月13日(水) 午後3時～	舞鶴工業高等専門学校 大会議室

※意見交換会の報告内容については別添各班報告書のとおり

2		<p>議会日程の掲載 ※定例会等の運営要領のほか、議長日程や閉会中の会議についても掲載します。</p>	<p>●平成27年から引き続き、市議会ホームページへ議会日程を掲載</p> <hr/> <p>《内容》 議長日程等を掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長日程：決定翌日に約3カ月後を目途として掲載 ・閉会中の会議：開催の公開段階で掲載 ・掲載開始時期：平成27年8月26日から実施 	-	<p>実施</p> <p>〔工程 H28当初実施〕</p>
3	(2) 議会ホームページの充実	<p>視察報告・視察受入項目等の掲載 ※委員会の視察報告や本市議会での視察受入の市議会・視察日時や項目等を掲載します。</p>	<p>●市議会ホームページリニューアルを受けて、平成28年4月27日から市議会ホームページに視察報告を掲載</p> <hr/> <p>《内容》 視察報告を掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：先進地視察及び管内視察（議運、常任、特別、議会報、会派視察） ・掲載項目等：視察の概要・報告者氏名（1カ所当たりA4版1ページを目安） ・作成者：委員長（幹事長） ・掲載開始時期：市議会ホームページリニューアル（28年4月27日）後において実施した視察終了後、速やかに掲載 ただし、委員会の視察は、議員協議会で報告した後に掲載 	-	<p>実施</p> <p>〔工程 H28当初実施〕</p>
4			<p>●平成27年から引き続き、市議会ホームページへ視察受入項目等を掲載</p> <p>●市議会ホームページリニューアルを受けて、平成28年4月27日から市議会ホームページに市の施策紹介を掲載</p> <hr/> <p>《内容》 視察受入項目等を掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視察受入案内を掲載 ・視察受入実績（平成26年度分から）を月末に一括して掲載 ・市の施策紹介（行政視察受入メニュー）を掲載 ・掲載開始時期：①視察受入実績・案内：平成27年8月26日から ②市の施策紹介：市議会ホームページリニューアル（28年4月27日）後に掲載 	-	<p>実施</p> <p>〔工程 H28当初実施〕</p>

5	デザイン変更 (リニューアル)	<p>●市のホームページリニューアルと合わせて、平成28年4月27日から市議会ホームページをリニューアル</p> <p>《内容》 開設場所：市ホームページ内 主な掲載内容： ・正副議長の紹介 ・議員名簿 ・委員会の構成等 ・議長日程 ・議運、常任、特別、議会報、会派視察報告（新規に追加） ・視察受入案内 ・視察受入実績 ・市の施策紹介（行政視察受入メニュー）を掲載（新規に追加） ・本会議及び常任委員会の資料（新規に追加） ・報道発表資料（会議のお知らせや議会運営委員会等の決定事項等）（新規に追加） ・近年の議会活性化の取り組み（新規に追加） ・第19期舞鶴市議会活動基本計画 ・意見交換会（これまでから意見交換会の実施決定後に掲載） ・FMまいづるを活用した議会番組に係る音源（新規に追加） ・委員会における活動実績等（新規に追加） ・議会における災害対応について（暫定版）（新規に追加） ・議会中継（ライブ映像・録画映像） ・会議録 など</p>	4/27 11/14	デザイン検討 実施 〔 工程 H28当初 デザイン検討 実施 〕
6	(3)市議会だよりの充実 掲載内容の検討 ※委員会視察報告や議会傍聴に係る掲載等について検討します。	<p>●平成27年の決定事項に基づき、市議会だよりへ視察報告・議会傍聴案内を掲載</p> <p>①委員会視察報告：4常任委員会：まいづる市議会だよりNo.148（平成28年6月定例会号）に掲載 2特別委員会：まいづる市議会だよりNo.147（平成28年3月定例会号）に掲載</p> <p>②議会傍聴に係る案内記事の掲載：平成28年は、まいづる市議会だよりNo.147（平成28年3月定例会号）に掲載</p> <p>《内容》 委員会視察報告を掲載する。 ・対象：常任委員会及び特別委員会 ・執筆者：委員長 ・ページ数：現行を基本とし、そのときの情報量や内容を見極めて決定 ・掲載開始時期：平成28年から</p> <p>議会傍聴に係る案内記事を掲載する。 現段階では、現状どおり傍聴案内の記事を掲載</p>	—	実施 〔 工程 H28当初 実施 〕
7	配布方法の拡大 ※スマートフォンアプリによる配信などを検討します。	<p>●平成27年から引き続き、スマートフォンやタブレットのアプリによる配信を実施 ※「i広報紙」のアプリ名が、現在は、「マチイロ」に変更されている。</p> <p>《内容》 スマートフォンアプリによる配信をする。 ・「i広報紙」（現在は、「マチイロ」）による配信を議会だより発行と同時期に行う。 （「マチイロ」は民間業者の運営で利用料は無料。） ・配信開始時期：市議会だよりNo.144の発行日（平成27年11月6日）から配信</p>	—	実施 〔 工程 H28当初 実施 〕

8	<p>(4) 議案、資料等の公開の検討</p> <p>市議会ホームページ等での公開の検討 ※本会議及び委員会においての審議資料の公開について検討します。</p>	<p>●平成28年6月定例会から議案に係る資料等を市議会ホームページに掲載</p> <p>《内容》 市議会ホームページで公開する。 ・対象：本会議及び常任委員会の資料 ただし、個人情報保護の観点から、住所・氏名を記載しない取り扱いとする。 ・公開場所：市議会ホームページ・図書室・市政情報コーナー・プレス ・掲載開始時期：市議会ホームページリニューアル（28年4月27日）後、開議の直前に公開する。</p>	-	<p>実施</p> <p>〔工程 H28当初 実施〕</p>
9	<p>(5) FMまいづるの活用</p> <p>議会情報の受発信のツールとして、舞鶴のコミュニティFMを活用します。 ※平成28年11月「コミュニティFM」を「FMまいづる」に変更</p>	<p>●平成28年4月18日に開局された「FMまいづる」を活用 市民に開かれた議会を目指し、本市議会の活動を情報発信する手段として、FMまいづる（JOZZ7BN-FM まいづるエフエムほうそう）を活用する。 FMまいづるで放送する議会の番組を市議会ホームページでも聴けるよう、音源を掲載する。</p> <p>《内容》 FMまいづる活用ワーキンググループを設置（平成28年7月20日） 本市議会における活用に向けた番組構成の企画立案など番組製作の具体的な検討を行い、議会運営委員会へ提言するため、FMまいづる活用ワーキンググループを設置 現在のメンバーは、平成28年度末をめどに継続いただく。</p> <p>*参考* FMまいづるの活用に関する検討会の設置について（平成28年7月20日議会運営委員会決定）</p> <p>1 名称 FMまいづるの活用に関する検討会</p> <p>2 設置目的 FMまいづる（JOZZ7BN-FM まいづるエフエムほうそう）の本市議会における活用に向けた具体的な検討及び情報発信に伴う事項を検討・実施するために設置する。</p> <p>3 所掌事項 (1) 基本的事項の検討（情報発信の頻度、放送形態、開始時期、予算等） (2) 情報発信のルール (3) 毎回の放送内容の決定（発信する情報、出演者、原稿作成者） (4) 放送に係るマネジメント（スケジュール、連絡調整）</p> <p>4 組織 (1) 委員には、各会派から1名を選出する。→各会派から選出された5名で構成 (2) 座長及び副座長を置く。</p>	<p>2/22 3/8 5/12 5/27 6/10 6/28 7/20 10/4 10/28 11/4 11/14</p>	<p>検討実施</p> <p>〔工程 H28当初 検討〕</p>

5 設置時期等

平成 28 年 7 月 20 日に設置することとし、座長が適宜招集して検討会を開催する。

第 1 回放送（第 2 回放送は、詳細は未定であるが、平成 29 年 1 月に実施予定）

番組名 こんにちは！舞鶴市議会です！
 放送日時 平成 28 年 11 月 12 日（土）午前 10 時から（15 分間）
 放送内容 テーマ①「FM 放送を開始するに当たって」（出演者：議長）
 テーマ②「議会の仕組み」（出演者：議会運営委員会委員長）
 放送収録日 平成 28 年 11 月 2 日（水）午前 10 時から
 収録場所 FM まいづる放送スタジオ（舞鶴市西市民プラザ）

平成 29 年度の年間放送プログラム（案）

月	テーマ①	テーマ②
4 月	3 月定例会 議会報告	議会のあれこれ
5 月	常任委員会審査報告（2 委員会）	常任委員会審査報告（2 委員会） 6 月定例会の案内（日程程度）
6 月	6 月定例会 議会案内（主な議案紹介など含む）、傍聴の案内	議会のあれこれ
7 月	6 月定例会 議会報告	委員会審査報告
8 月	議会改革の状況	意見交換会の報告（4 班の概略）
9 月	9 月定例会 議会案内（主な議案紹介など含む）	議会のあれこれ
10 月	9 月定例会 議会報告	議会のあれこれ
11 月	常任委員会審査報告（2 委員会）	常任委員会審査報告（2 委員会） 12 月定例会の案内（日程程度）
12 月	議長あいさつ、議会あれこれ	12 月定例会 議会案内（主な議案紹介など含む）
1 月	12 月定例会 議会報告	委員会審査報告
2 月	議会改革の状況	議会のあれこれ
3 月	3 月定例会 議会案内（主な議案紹介など含む）	議会のあれこれ

【議会のあれこれ】

- ・市議会の役割 ・定例会、臨時会 ・常任委員会、特別委員会 ・代表質問、一般質問、一括、一問一答
- ・会派、質問時間 ・議会の仕事 ・正副議長の決め方、任期 ・開かれた議会、議会中継
- ・議会報の案内、原稿作成、編集、発行 ・意見書、請願 ・議会傍聴 ・議会危機管理の取組
- ・政務活動費、議長交際費 ・議員定数、報酬、検討の経過 ・議会ホームページ など

10	<p>(6) 児童生徒の議会学習会の開催の拡大</p> <p>各小中学校及び高等教育機関の在校生の学習の一環として、議会の役割について学ぶ機会の提供を拡大します。</p>	<p>●平成 28 年は議会学習会の依頼なし</p> <hr/> <p>≪内容≫ 児童生徒の議会学習会の開催を拡大する。</p> <p>(1) 議会学習会開催拡大の趣旨 議会について学習してもらうことにより、若いうちから議会に対して関心を持ち、市議会や議員の役割などについて理解を得てもらう機会とする。</p> <p>(2) 議会学習会開催の周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内チラシの配付 議会学習会の開催案内のチラシを作成し、各学校へ配付する。 (平成 27 年 10 月各学校等に配付済) ・案内チラシの配布先 市内小・中学校 (25 校)、高等教育機関 (10 校) <p>(3) 議会学習会の受け入れ態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入の期間 : 定例会及び常任委員会視察期間を除くこととし、開催は、小・中学校は、教育委員会を通じて各学校と、高等学校はその学校と日程調整ができた日とする。 ・対応 : 議会を代表する議長とする。 ・受入の人数 : 1 回につき、市のマイクロバス (2 台分) 乗車人数 40 人程度を限度とする。 <p>*参考*</p> <p>【平成 27 年実績】 平成 27 年 10 月 10 日 (土) 大浦小学校から議場見学 (議会説明及び押しボタン式投票体験) の依頼があり、高学年児童 35 人及び教員 4 人が参加した。</p>	-	<p>実施 (実績なし)</p> <p>〔 工程 H28当初 実施 〕</p>
11	<p>(7) 議会の仕組み (冊子) の充実</p> <p>議会の仕組み (冊子) の内容を充実させ、議会に対する理解と関心を高めます。</p>	<p>●現「舞鶴市議会のしおり」を充実し、リニューアル</p> <hr/> <p>≪内容≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配付対象 : 議会学習会・傍聴者、そのほか必要に応じて配付 ・内容 : 市の仕事と市議会の役割、議会の権限 (仕事)、議員、議長と副議長、会派、定例会と臨時会の説明、市議会の構成を図式化、その下に本会議と委員会、委員会の組織として議会運営委員会、常任委員会、特別委員会の説明。議案が採決されるまでの基本的な流れを図式化、請願と陳情、本会議の傍聴、中継、市議会だよりの発行の説明 など ・形態 : A4 版 8 ページ・両面カラー刷り ・配付開始時期 : 平成 28 年 4 月 1 日から 	3/25確認 (4/1配付)	<p>実施</p> <p>〔 工程 H28当初 実施 〕</p>

12	<p>(8) 日曜議会の検討</p> <p>市民の議会への関心を高めるため、休日に議会を開会することを検討します。</p>	<p>●平日の傍聴者やインターネットによるアクセス数を増やすため、市議会ホームページや市議会だよりにおいて、周知（日曜議会の開催は27年に実施しないことを決定）</p> <p>《内容》 日曜議会の開催は行わないこととし、平日の傍聴者やインターネットによるアクセス数を増やすため、市議会ホームページや市議会だよりにおいて、周知を図っていく。</p>	-	27年に実施しないことを決定
13	<p>モニター設置場所の追加</p> <p>※モニターの設置場所を本庁・西支所・加佐分室に中総合会館を加え、市内4ヶ所とします。</p>	<p>●モニター設置場所の追加については、実施しないことを決定</p> <p>《内容》 モニター設置場所の追加を見送り モニターの設置場所を本庁・西支所・加佐分室に中総合会館を加え、市内4ヶ所とする（映像伝送装置を加佐分室（2台のうち1台）から中総合会館へ移動する。）こととして進めていたが、インターネット配信システムを変更（スマートフォン及びタブレットにおいても本会議視聴が可能とする）することにより、対応することとした。</p>	5/27	28年に実施しないことを決定 〔工程 H28当初実施〕
14	<p>議会中継映像配信の拡大</p> <p>インターネット配信システムの変更</p> <p>※平成27年9月追加</p> <p>※スマートフォン及びタブレットにおいても本会議市長を可能とします。</p>	<p>●インターネット配信システムを変更し、スマートフォン及びタブレットにおいても本会議視聴が可能となるよう、議会中継映像配信を拡大</p> <p>(1) インターネット配信システムの変更について 平成28年6月定例会から生中継の配信方法を変更（動画配信サービスのユーストリームを利用）</p> <p>(2) 録画映像の配信システムの変更について 平成28年6月定例会から(株)会議録研究所が運用するタブレット・スマートフォン対応のシステムに切り替え</p> <p>《内容》 (1) インターネット配信システムの変更について スマートフォンやタブレットでも議会中継の視聴を可能とすることで、議会中継をご覧いただく方法が増え、開かれた議会の実現に向けて一歩前進するもの。 平成28年6月定例会から生中継の方法を、動画配信サービスの「ユーストリーム」を利用した配信に変更 ユーストリームによる配信において、CMが入らない配信方法について検討</p> <p>(2) 録画映像の配信システムの変更について 平成28年6月定例会映像配信分から(株)会議録研究所が運用するタブレット・スマートフォン対応のシステムに切り替えることから、平成28年3月定例会以前映像は、DVDに記録して議会図書室に保管することとする。（ただし、平成28年6月定例会以降の映像は、新しいシステムで見ることができる。）</p>	5/27 6/10 10/21	実施 〔工程 H28当初実施〕

15	<p>(10) 委員会の視察結果報告</p> <p>委員会において、委員が視察結果（所感等）を報告します。</p> <p>※平成 28 年 2 月追加</p>	<p>●委員会において、市民に視察の意義を理解してもらうため、全委員が視察結果（所感等）を報告することを実施</p> <hr/> <p>《内容》</p> <p>報告書の作成 : 委員長が作成する（報告書は1通）</p> <p>公開の方法 : 委員長が視察報告を作成し、市議会ホームページに掲載する。 委員長が原稿を作成し、市議会だよりに掲載する。</p> <p>実施手順 :</p> <p style="margin-left: 20px;">視察終了後、委員長が視察内容を取りまとめる</p> <p style="margin-left: 40px;">↓</p> <p style="margin-left: 20px;">委員会で委員長が視察内容を説明した上で、各委員が所感等を述べる</p> <p style="margin-left: 40px;">↓</p> <p style="margin-left: 20px;">委員長から議長へ視察報告書を提出する（各委員の所感等はいれない）</p> <p style="margin-left: 40px;">↓</p> <p style="margin-left: 20px;">委員長が議員協議会で視察報告をする（各委員の所感等はいれない）</p> <p style="margin-left: 40px;">↓</p> <p style="margin-left: 20px;">視察報告書（1箇所あたりA4版1枚程度）をホームページに掲載する</p> <p>スケジュールイメージ</p> <p>5月中旬 先進地視察 ↓ 委員長による概要の取りまとめ</p> <p>6月中旬 常任委員会（定例会中の議案審議の委員会） 「その他」の最後に視察について発言</p> <p style="margin-left: 40px;">↓</p> <p>7月中下旬 議員協議会 委員長から視察概要を報告</p> <p style="margin-left: 40px;">↓</p> <p>7月末 議会だより及び議会ホームページに掲載</p> <p>理事者・執行機関の同席について</p> <p>視察において、議員がどのような視点で行ったのかを伝えるため、また、視察事前勉強会での説明への返しの意味もあり、理事者・執行機関の退席を求めずに行うこととする。（5/27 決定）</p> <p>議員協議会での報告</p> <p>7/21 に開催される議員協議会においては、6月の常任委員会において委員長から配付された視察報告を再度配付いただくことで、視察報告に代えた。（7/20 決定）</p>	<p>【実施】 4/27 6/17・20 7/21</p> <p>【協議】 1/20 2/2 2/22 4/27 5/27 7/20</p> <p>検討 実施</p> <p>（ 工程 H28当初 検討 実施 ）</p>
----	---	--	---

2 議会機能の充実	16	(1) 監視機能の充実 ※平成28年6月変更（進捗状況の説明を受ける時期を9月定例会決算審査と同時にしないことに変更）	<p>後期実行計画の点検評価</p> <p>※計画の進捗状況を点検評価し、意見を述べます。</p> <p>※平成28年11月「監視」を「点検評価」に変更</p>	<p>●各委員会において、監視対象を決定し、計画の進捗状況を把握するため、執行機関から説明を受け、委員が評価等の意見を述べる委員会を開催</p> <p>≪内容≫ 監視対象 : 各委員会に係る所管事項のうち、主として1年間の活動計画に掲げた重点事項を監視対象とする。（平成28年3月定例会中の各委員会において、重点事項に応じた監視項目を決定）</p> <p>委員会の開催時期 及び 監視項目 後期実行計画は、「舞鶴市議会の議決すべき事件を定める条例」を制定し、議会の議決事件としていることから、十分審議を行うため、9月定例会終了後、10月中旬に委員会を開催し、実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委員会名</th> <th>開催日時</th> <th>監視項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務文教委員会</td> <td>10月11日（火）10時</td> <td>・公共交通の確保と利用促進 ・学力の充実と向上（知） ・小中一貫教育の推進</td> </tr> <tr> <td>経済消防委員会</td> <td>10月11日（火）13時30分</td> <td>・京都舞鶴港を活かした産業の振興 ・商工業の振興による経済規模の拡大</td> </tr> <tr> <td>民生環境委員会</td> <td>10月12日（水）10時</td> <td>・高齢者と家族を支えるサービスの充実 ・地域医療の確保 ・子育て支援の充実</td> </tr> <tr> <td>建設委員会</td> <td>10月12日（水）13時30分</td> <td>・計画的な土地利用の推進 ・安心で安全な水道水の安定給水の確保 ・治水対策の促進</td> </tr> </tbody> </table> <p>執行機関の出席 : 議会運営委員会において、計画項目に係る部・課長、主幹とし、説明を求めた。</p>	委員会名	開催日時	監視項目	総務文教委員会	10月11日（火）10時	・公共交通の確保と利用促進 ・学力の充実と向上（知） ・小中一貫教育の推進	経済消防委員会	10月11日（火）13時30分	・京都舞鶴港を活かした産業の振興 ・商工業の振興による経済規模の拡大	民生環境委員会	10月12日（水）10時	・高齢者と家族を支えるサービスの充実 ・地域医療の確保 ・子育て支援の充実	建設委員会	10月12日（水）13時30分	・計画的な土地利用の推進 ・安心で安全な水道水の安定給水の確保 ・治水対策の促進	<p>【実施】 10/11 10/12</p> <p>【協議】 12/8 2/22 (内容は3月定例会中の各委員会において決定) 6/10 10/21 10/28</p>	<p>検討実施</p> <p>（工程 H28当初 検討実施）</p>
			委員会名	開催日時	監視項目																
総務文教委員会	10月11日（火）10時	・公共交通の確保と利用促進 ・学力の充実と向上（知） ・小中一貫教育の推進																			
経済消防委員会	10月11日（火）13時30分	・京都舞鶴港を活かした産業の振興 ・商工業の振興による経済規模の拡大																			
民生環境委員会	10月12日（水）10時	・高齢者と家族を支えるサービスの充実 ・地域医療の確保 ・子育て支援の充実																			
建設委員会	10月12日（水）13時30分	・計画的な土地利用の推進 ・安心で安全な水道水の安定給水の確保 ・治水対策の促進																			
17	(1) 監視機能の充実 ※平成28年6月変更（進捗状況の説明を受ける時期を9月定例会決算審査と同時にしないことに変更）	<p>個別計画の点検評価</p> <p>※監視すべき個別計画を委員会ごとに定め、その計画の進捗状況を点検評価し、意見を述べます。</p> <p>※平成28年11月「監視」を「点検評価」に変更</p>	<p>●各委員会において、監視対象を決定し、計画の進捗状況を把握するため、執行機関から説明を受け、委員が評価等の意見を述べる委員会を開催</p> <p>≪内容≫ 監視対象 : 各委員会の所管事項に係る個別計画のうち、1つ以上を監視対象とする。（平成28年3月定例会中の各委員会で監視する計画を1つ以上決定）</p> <p>委員会の開催時期 及び 監視項目 ※後期実行計画の監視と同日に実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委員会名</th> <th>監視対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務文教委員会</td> <td>第1期舞鶴市公共施設再生実施計画（そのうち、閉校施設）</td> </tr> <tr> <td>経済消防委員会</td> <td>舞鶴市鳥獣被害防止計画</td> </tr> <tr> <td>民生環境委員会</td> <td>舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（そのうち、ごみの有料化における減量効果、資源化の現状と課題）</td> </tr> <tr> <td>建設委員会</td> <td>舞鶴市水洗化総合計画及び舞鶴市下水道ビジョン（そのうち、水洗化普及率及び水洗化率）</td> </tr> </tbody> </table> <p>執行機関の出席 : 議会運営委員会において、計画項目に係る部・課長、主幹とし、説明を求めた。</p>	委員会名	監視対象	総務文教委員会	第1期舞鶴市公共施設再生実施計画（そのうち、閉校施設）	経済消防委員会	舞鶴市鳥獣被害防止計画	民生環境委員会	舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（そのうち、ごみの有料化における減量効果、資源化の現状と課題）	建設委員会	舞鶴市水洗化総合計画及び舞鶴市下水道ビジョン（そのうち、水洗化普及率及び水洗化率）	<p>【実施】 10/11 10/12</p> <p>【協議】 12/8 2/22 (内容は3月定例会中の各委員会において決定) 6/10 10/21 10/28</p>	<p>検討実施</p> <p>（工程 H28当初 検討実施）</p>						
委員会名	監視対象																				
総務文教委員会	第1期舞鶴市公共施設再生実施計画（そのうち、閉校施設）																				
経済消防委員会	舞鶴市鳥獣被害防止計画																				
民生環境委員会	舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（そのうち、ごみの有料化における減量効果、資源化の現状と課題）																				
建設委員会	舞鶴市水洗化総合計画及び舞鶴市下水道ビジョン（そのうち、水洗化普及率及び水洗化率）																				

委員会の計画的な運営

※委員会の運営は、委員会年間活動計画に基づくものとし、その運営に係る評価・改善策をもって、役員改選後の委員会へ申し送ります。

第20期へは、第19期の通任期(4年)の総括をした上で、改善策等を申し送ります。

●各委員会において、委員会の計画的な運営を図るための年間活動計画を決定

●11月に各委員会において、各委員会で1年間の活動を総括(公開)し、実績や課題等を12月定例会以後の各委員会へ申し送り
議会運営委員会の申し送り事項については、**議会運営委員会活動実績等資料：19ページ**のとおり

《内容》

委員会活動計画

毎年12月定例会からの新メンバーによる委員会がスタートする時点で、1年間の活動計画を決定し、それに基づいて委員会活動を実施する。
なお、活動計画には、新たな舞鶴市総合計画・後期実行計画を監視することとし、それに基づいて当該委員会で重点的に取り組むべき事項、調査視察の実施、その他の活動及び年間スケジュールなどを盛り込むこととする。

委員会の開催時期 及び 重点事項(活動方針)

委員会名	委員会開催日	重点事項(活動方針)
議会運営委員会	12月8日(火)	①議会における危機管理の調査研究 ④議員定数及び報酬のあり方の調査研究 ②第19期舞鶴市議会活動基本計画の進行管理 ⑤議会基本条例の調査研究 ③常任委員会のあり方の調査研究
総務文教委員会	12月10日(木)	①小中一貫教育に関する調査研究 ③公共交通に関する調査研究 ②夢チャレンジサポート事業に関する調査研究
経済消防委員会	12月9日(水)	①京都舞鶴港の振興に関する調査研究 ③雇用促進に関する調査研究 ②商店街の振興に関する調査研究
民生環境委員会	12月9日(水)	①介護保険制度に関する調査研究 ③地域医療に関する調査研究 ②子育て支援に関する調査研究
建設委員会	12月10日(木)	①浸水対策に関する調査研究 ③都市計画制度に関する調査研究 ②水道事業に関する調査研究
原子力防災・安全等特別委員会	12月15日(火)	①舞鶴市原子力災害住民避難計画の見直しに向け、関係機関の動向を注視し、適宜対応する。 ②高浜発電所等に係る原子力防災及び安全性について調査・研究を行う。 ③高浜発電所等に係る原子力防災及び安全性に関して審査を要する案件について、適宜対応する。
北陸新幹線誘致特別委員会	12月15日(火)	①北陸新幹線小浜ルートについて調査を行う。 ②北陸新幹線の京都府北部地域を経由する小浜ルートの誘致に向け、関係機関の動向を注視し、要望活動を行う。
議会報編集委員会	12月8日(火)	①まいづる市議会だよりを5回発行するとともに、読みやすい紙面に努める。

活動の総括と次期への申し送り

毎年11月に1年間の活動を総括し、実績や課題等を次の1年間の委員へ申し送る。
議員選挙の年には、各年の申し送りを踏まえて4年間の総括を行い、次期議員へ申し送る。

委員会の開催時期

委員会名	開催日時	委員会名	開催日時
総務文教委員会	11月4日(金) 13時30分	議会運営委員会	11月14日(月) 10時 / 22日(火) 13時
経済消防委員会	11月4日(金) 15時	原子力防災・安全等特別委員会	11月24日(木) 10時
民生環境委員会	11月7日(月) 9時	北陸新幹線誘致特別委員会	11月24日(木) 13時
建設委員会	11月7日(月) 10時30分	議会報編集委員会	11月22日(火) 9時30分

実施開始時期

平成27年12月定例会からのスタートの新しいメンバーでの委員会から実施する。

【委員会の
計画協議】

12/8

12/9

12/10

12/15

【委員会の
総括協議】

11/4

11/7

11/14

11/22

11/24

【協議】

10/21

11/14

11/22

実施

〔 工程
H28当初
実施 〕

19

市内現地視察の実施

※委員会年間活動計画に基づき、所管事項に係る市内の状況把握を充実するため、市内現地視察を実施します。

●各委員会において、市内現地視察を実施

《内容》

市内現地視察を充実する。

活動計画（重点事項）に基づく市内現地視察を実施し、状況把握に努めるとともに、施策の監視・評価や政策提言等につなげる。

委員会の市内現地視察

委員会名	実施日	調査内容
総務文教委員会	10月13日（木）	①小中一貫教育推進事業について（於：舞鶴市立加佐中学校）
経済消防委員会	7月11日（月）	①商店街の現状について（於：東・西地区商店街）
	8月9日（火） 8月9日（火）	②G L M社との共同事業について（於：小阪金属工業株） ③京都舞鶴港の現状について（於：国土交通省近畿地方整備局舞鶴港湾事務所）
民生環境委員会	2月10日（水）	①子どもの発達支援について（於：舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園）
	10月20日（木）	②リサイクルプラザ、一般廃棄物最終処分場の状況について （於：舞鶴市リサイクルプラザ、舞鶴市一般廃棄物最終処分場）
建設委員会	8月17日（月）	①由良川及び高野川の水防災対策について（於：由良川及び高野川）

実施開始時期

平成27年12月定例会からのスタートの新しいメンバーでの委員会から実施する。

【視察実施】
2/10
7/11
8/9
8/17
10/13
10/20

【視察先協議】
各委員会で実施

実施

（ 工程
H28当初
実施 ）

20

参考人制度の活用

※専門的な意見等を参考とするため、参考人制度を積極的に活用します。

●原子力防災・安全等特別委員会で参考人制度を活用

《内容》

参考人制度を積極的に活用する。

委員会の活性化における委員会の計画的な運営と関連し、より充実した委員会運営となるよう、専門的な意見等を参考にするため、積極的に活用することとする。

委員会名	実施日	内容
原子力防災・安全等特別委員会	平成27年 12月24日（木）	高浜発電所に係る住民説明会の質問に対する回答等について説明を受けるため、関西電力株式会社から3人、原子力規制庁から1人、資源エネルギー庁1人、内閣府から1人を参考人として招致
原子力防災・安全等特別委員会	平成28年 9月30日（金）	高浜発電所1、2号機の安全性について調査するため、関西電力株式会社から3人、原子力規制庁から2人を参考人として招致

【実施】
12/24
9/30

活用

（ 工程
H28当初
活用 ）

●平成 28 年の活用実績はなし

《内容》

附帯決議の活用にあたり、その運用を平成 27 年に整理

常任委員会において、議案に対し、執行上の要望、将来政策の提言等があれば、執行機関に必要な要望等を伝えるため、附帯決議を活用する。

附帯決議の取り扱い（流れ）について（平成 27 年 10 月 20 日議会運営委員会決定）

1 予算決算委員会を除く委員会の場合

委員会 ※議題宣告・説明・質疑の後

① 討論	議題となっている議案に対し、附帯決議を付すべきであるとの考えがある委員は、 討論において、その旨を発言 する。（この時点では聞きおき）
② 採決	当該議案の採決を行う。
③ 附帯決議検討	当該議案を可決すべきものと決した場合は、 附帯決議を議題 として、委員長から附帯決議を付すべきとの 意思を当該委員に確認 する。
④ 休憩／再開	休憩中に当該委員から 案文を配付 する。
⑤ 附帯決議の取り扱い	当該委員から附帯決議に係る 内容の説明 を求めた後、委員長が各委員から 発言を聞き取り 、当該附帯決議について協議するか否かの賛否を問う。その結果、 協議することとなった場合は、2日後をめぐりに委員会を開催する旨 、周知する。 ※ ただし、附帯決議に係る協議を後日とせず、直ちに協議することを全会一致で決定した場合は、附帯決議を議題とし、協議する。
⑥ 次の議案	次の議案の審査に移る。

委員会 ※附帯決議を議題とした委員会

① 質疑	附帯決議案について 質疑 を行う。（提出者が答弁）
② 討論	附帯決議について賛成・反対の立場で 討論 を行う。
③ 附帯決議採決	附帯決議について 賛否 を諮る。（挙手採決）
④ 委員会発議の議案の提出確認	可決した附帯決議を委員会発議の議案 として 議長に提出 することを諮る。（簡易採決）
⑤ 修正一任	字句の修正等を 委員長に一任 することを諮る。（簡易採決）

2 予算決算委員会の場合

分科会 ※議題宣告・質疑の後

① 賛否の意見	予算・決算に係る議案について、附帯決議を付すべきであるとの考えがある委員は、 賛否の意見の際、その旨を発言 する。（この時点では聞きおき）
② 次の議案	次の議案の審査に移る。

附帯決議の活用
※議会として必要な要望事項を執行機関に伝えるため、附帯決議の活用を図ります。

活用
(実績なし)

〔 工程
H28当初
活用 〕

理事会

①附帯決議の 提案意思確認	分科会において附帯決議を付すべきであるとの考えを示した委員の 所属会派理事に、当該議案が可決すべきものと決した場合、附帯決議提案の意思を確認 し、提案する意思がある場合は、 案文の提出 を求め、 内容の説明 を受ける。 ※会派に所属しない議員が附帯決議を提案する意思がある場合は、当該議員の出席を求め、同様に案文の提出とともに、内容の説明を受ける。
②附帯決議の 取り扱い	委員長が、各理事から 発言を聞き取り 、当該附帯決議について協議するか否かの賛否を問う。その結果、 協議することとなった場合は、予算決算委員会において、当該議案の採決後に当該議案に係る附帯決議を議題とし、協議する 取り扱いを決定する。
③委員会の運営 確認	予算決算委員会の運営について、確認する。

予算決算委員会 ※議題宣告の後

①討論	議題となっている議案に対し、附帯決議に付すべきであるとの考えがある委員は、 討論において、その旨を発言 する。(この時点では聞きおき)
②採決	当該議案の採決を行う。
③議題宣告	当該議案に係る附帯決議を議題とする。
④質疑	附帯決議案について 質疑 を行う。(提出者が答弁)
⑤討論	附帯決議案について賛成・反対の立場で 討論 を行う。
⑥附帯決議採決	附帯決議について 賛否 を諮る。(挙手採決)
⑦委員会発議の 議案の提出確認	可決した附帯決議を委員会発議の議案として議長に提出 することを諮る。(簡易採決)
⑧修正一任	字句の修正等を 委員長に一任 することを諮る。(簡易採決)
⑨次の議案	次の議案の審査に移る。

(共通) : 1 予算決算を除く委員会の場合 及び 2 予算決算委員会の場合**委員長から議長への報告等** … 委員会終了後直ちに (同日付け)

①審査結果報告	委員会審査結果報告書と附帯決議結果を 議長へ報告 する。(通常どおり文書での報告)
②決議案提出	委員会(委員長)が、委員会提出議案としての附帯決議案(議案スタイル)を 議長に提出 する。

議会運営委員会 … 議事調整の議運

①運営協議	委員会の審査結果に加えて、当該委員会で 附帯決議が可決された旨と当該附帯決議及び議長へ委員会提出議案としての附帯決議案が提出されている旨 を報告する。
-------	--

各派幹事会 … 議事調整の議運終了後

①附帯決議案 提示	議長から、委員会(委員長)から提出された 附帯決議案 を提示する。
--------------	--

議会運営委員会 … 議事調整の議運（2回目）	
① 取り扱い協議	附帯決議に係る議案の採決終了後、当該 附帯決議を議題 とし、提案説明、質疑、討論を経て、押しボタン式投票により採決を行うことを決定する。
議員協議会 … 最終本会議前	
① 議運報告	議会運営委員会委員長による最終本会議の運営要領の説明において、「議案が可決された場合は」と前置きした上で、附帯決議の取り扱いについても報告する。
本会議 … 最終本会議 ※議題宣告の後	
① 委員長報告	委員長報告において、 附帯決議を可決したことも報告 する。
② 質疑	委員長報告に対する質疑を行う。
③ 討論	議案に対する討論を行う。
④ 採決	議案については、通常どおり全会一致の議案と反対のあった議案とに区分して採決する。
⑤ 議題宣告	附帯決議を議題とすることを宣告する。（議事日程に記載）
⑥ 提案説明	提出者（委員長）が 提案説明 （案文朗読）を行う。
⑦ 質疑	質疑 に対しては、提出者が答弁する。
⑧ 討論	反対、賛成の順で 討論 を行う。
⑨ 採決	附帯決議案に対する 賛否を諮る 。（押しボタン式投票）
⑩ 次の議題	次の議題に移る。

議員間討議の検討

※論議を活性化の中で、合意形成を図るため検討します。

※平成28年11月「議員間自由討議」の「自由」を削除

●平成28年の実績はなし

《内容》

議員間討議の活用を検討

現状では、運用上、委員会で諮って休憩中に意見交換の場を設けることができることから、しばらく運用状況を見て、必要に応じて検討していくこととする。

参考

【平成27年実績】

①質問方式等の検討、②議員協議会のあり方の検討の際、いずれも6月26日及び7月21日開催の議会運営委員会で活用

(3) 議員力の向上
議会・議員に関する研
修会・講演会に積極的
に参加します。

●議会・議員に関する研修会・講演会を年7回実施

《内容》

議会・議員に関する研修会・講演会への積極的な参加を推進する。

【舞鶴市議会議員研修会】

No.	開催日	内 容
1	平成28年 1月26日(火)	議会における危機管理について (講師) 同志社大学政策学部大学院総合政策科学研究科教授 新川達郎 氏【議員25人出席(近隣市町含103人出席)】 ※議会における危機管理に対する理解を深め、災害発生時等における議会・議員が迅速に対応し、円滑な議会運営に資するため、研修会を開催
2	平成28年 5月23日(月)	議会におけるタブレットの活用(タブレット体験)について (講師) 東京インタープレイ(株)君島雄一郎 氏 (元逗子市議会議員)【議員25人出席】
3	平成28年 7月20日(水)	予算決算基礎講座(予算の仕組み及び決算のポイント) (講師) 財政課長【議員14人出席】 ※市の政策運営の基本となる予算や決算の概要などの基本的な事項に対する理解を深め、委員会審査を充実
4	平成28年 7月21日(木)	I C T活用に関する基礎的講座(パソコン等機器の仕組み・ネットワークの仕組み・インターネットとメール) (講師) 議会事務局職員【議員23人出席】
5	平成28年 8月22日(月)	情報セキュリティ研修(情報セキュリティに関わり、標的型攻撃など最近の動向、パスワード設定に係る留意点など) (講師) 情報システム課主幹【議員28人出席】
6	平成28年 10月25日(火)	平成28年度市町村職員等共同研修「市町村1期目議員研修会」 (内容・講師) 「地方議会議員に求められる役割と議会活動」 前全国都道府県議会議長会議事調査部長 鶴沼信二 氏 「一般質問の機能と意義」 龍谷大学政策学部教授 土山希美枝 氏 【議長、1期目議員7人出席：議長による議員派遣】 ※議長1期目議員を対象に、住民に最も身近な代表として、地方自治制度の基本的な仕組みを理解するとともに、議会の責務と役割の重要性を認識し、議員としての視野を広げ見識を深める。
7	平成28年 10月31日(月)	議会からの政策サイクル～「住民自治の根幹」としての議会を作動させる～ (講師) 山梨学院大学法学部教授・同大学院社会科学研修科長 江藤俊昭 氏【議員27人出席(近隣市町含123人出席)】 ※政策形成をめぐる地方議会の現状なども含め、議会からの政策サイクルをつくり出す手法及びそれを実現するための仕組み・運営に関して有識者から御講演いただき、本市議会の政策形成機能の向上を図る。

【協議】
5/27
6/10

実施

〔 工程
H28当初
実施 〕

(4) 議会図書室の充実

蔵書の充実を図るとともに、検索機能を充実させた目録を整備し、利用の拡大を図ります。

●平成28年3月開催の議会報編集委員会において、本の購入希望調査を実施し、新規に本を購入

●議会運営に関する新刊本を購入

●議会図書室の利用において、図書室の本棚の位置を明示し、分類表（議員希望者全員に提供）を作成

《内容》

蔵書を充実させる。

・本の購入方法

- ①議会報編集委員会において、年に1回(2月)各会派等に対し、本の購入希望調査を実施し、購入する本について協議を行い、議長がその結果報告を踏まえて決定する。
- ②購入希望調査以降に発行された議会に関する新刊本で、必要となる本や既にある本の改訂版については、随時購入する。
- ③議会に関する本以外については、次の年の購入希望に係る議会報編集委員会において協議する。

平成28年購入した本

本名	内 容
議会改革白書 2015 年版	検証して活かす 議会基本条例 広がる 議員立法の実践 など
よくある町村議会の運営事例 Q & A 100 問 100 答	議会審議の過程において、全国町村議会議長会で、定例会開催期間を中心に、各町村議会から本会議や委員会の運営等に際し生じた照会事例などを集録
実務必携 地方議会・議員の手引	地方議会の議員、議会事務局職員にとって必要な実務上の知識の Q & A
地方議会事務提要	議会運営に関する疑問・質問について、明快な Q & A 形式にまとめたもの
新幹線とナショナリズム ※議会報編集委員会で各会派に希望を募り、議長が購入	著者：藤井 聡氏
自治体議会の政策サイクル	議会改革の到達点を確認し、今後の住民自治の充実の方向を模索する著。
議会改革の第2ステージ 信頼される議会づくりへ	先駆的議会はどうやって住民の信頼を勝ち取ろうとしているのか。その実践手法について
習うより慣れろの市町村財政分析 基礎からステップアップまで	自治体の財政資料を入手し、独自の分析表を使って行う財政分析の勘所を紹介

検索機能を充実させた目録を整備する。

・目録の作成と本棚の整理

分かりやすい分類表とするとともに、図書室の本棚の位置を明示し、併せて目録に「棚コード」を設定し、整理・検索しやすくする。(各会派のパソコンのフォルダーに「分類表」を設定)

【議会報協議】

3/11
11/22

【協議】

11/14
11/22

実施

〔 工程
H28当初
実施 〕

	25	<p>(5) 議会事務局の機能強化 議会の監視・調査機能及び議員の政策提案機能の強化、拡大を図るため、議会事務局機能の充実強化を図ります。</p>	<p>《内容》 議会事務局機能の充実強化を図るため、平成27年（4回協議）に次の事項を決定 ・議会は二元代表の一翼を担う重要な立場にある。議決機関の重要性を鑑みると、事務局の強化（資質向上）は必要である。 ①議会運営等専門性を持った経験年数の長い職員も配置する。 ②議員と議会事務局の連携強化を図る。</p>	-	<p>（工程） H28当初 充実強化</p>
3 効率的・効果的な議会運営	26	<p>常任委員会の検討 ※4つの常任委員会について、これまでの活動実績等を踏まえ、所管事項及び委員会数などについて検討します。</p>	<p>●検討組織を議会運営委員会とし、平成29年から検討し、平成29年11月末までに決定</p>	9/8	<p>検討 (平成29年からの検討を決定)</p> <p>（工程） H28当初 検討</p>
	27	<p>常任委員会の審査方法見直しの検討</p>	<p>●検討組織を議会運営委員会とし、平成29年から検討</p>	9/8	<p>検討 (平成29年からの検討を決定)</p> <p>（工程） H28当初 検討</p>
	28	<p>(2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討 次期改選に向け、現28人の定数及び報酬について検討します。</p>	<p>●検討組織を議会運営委員会とし、平成29年から検討し、平成29年11月末までに決定</p>	9/8	<p>検討 (平成29年からの検討を決定)</p> <p>（工程） H28当初 検討</p>

29	(3) 議会における危機管理の検討	災害発生に伴う議会運営のあり方を検討します。	<p>●平成 28 年 10 月 4 日、「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュアルの共通編として「議会における災害対応について（暫定版）」を策定</p> <p>●平成 28 年 10 月 4 日「舞鶴市議会災害対策・支援本部」（議会本部）を設置</p> <p>●最終的には、舞鶴市議会としての災害発生時の議会運営のあり方や災害発生時の議員行動を示したマニュアルを作成 まず、一般災害対策編と震災対策編の共通編として、行動マニュアル（暫定版）を策定し、最終的には、市の地域防災計画の原子力災害対策編の改正を待って、議会としての原子力災害対策の行動マニュアルを追加し、3つの対策について整理することとする。</p> <p>《内容》 協議経過に至った主な実績等 (1)舞鶴市議会議員研修会（再掲） 議会における危機管理に対する理解を深め、災害発生時等における議会・議員が迅速に対応し、円滑な議会運営に資するため、研修会を開催 ・日時：平成 28 年 1 月 26 日（火）午後 2 時から 4 時まで ・会場：舞鶴市政記念館ホール ・対象：舞鶴市議会議員及び事務局職員、府北部 4 市 2 町の議員及び事務局職員 103 人 ・講演：演題 議会における危機管理について ・講師：新川達郎氏（同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授）</p> (2)調査視察 ・4 月 20 日（水）滋賀県大津市議会 B C P（業務継続計画）について ・4 月 21 日（木）三重県鳥羽市災害時行動計画について (3)議員研修会及び調査視察を受けて協議 本市議会としての災害対応の基本的な考え方について議論を重ねた上で、市の地域防災計画に準じた形で、段階的に整理することとした。 ① <u>一般災害（風水害）の行動対応マニュアルの取りまとめ</u> （8 月 10 日） ↓ ② <u>震災（地震・津波）の対行動応マニュアルの取りまとめ</u> （8 月 10 日） ↓ ③ <u>一般災害及び震災の対策共通編として、市民に分かりやすい形で暫定的に取りまとめ</u> （10 月 4 日） ↓ ④ <u>原子力災害の対応マニュアルの取りまとめ</u> ↓ ⑤最終的に 3 つの対応について総括し、本市議会における災害対応マニュアル等を策定 <p>※議会本部の設置要綱については、21 ページのとおり ※議会における災害対応について（暫定版）については、別紙 6のとおり</p>	4/27 5/12 5/27 6/10 6/28 7/20 7/28 8/10 8/24 9/8 10/4	内容を検討 一部実施
30	(3) 議会における危機管理の検討	災害発生時の議員行動のマニュアル化を検討します。			<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 工程 H28当初 内容を 検討 </div>

舞鶴市議会災害対策・支援本部設置要綱（平成28年10月4日議会運営委員会決定）

（設置）

第1条 舞鶴市内で大規模災害が発生したとき、舞鶴市議会及び舞鶴市議会議員（以下「議員」という。）が、議会として必要な活動を行うとともに、舞鶴市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携して、市の災害対策を側面から支援するため、舞鶴市議会災害対策・支援本部（以下「議会本部」という。）を設置するものとする。

（議会本部の構成）

第2条 議会本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、議会本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、各会派の代表者をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、議会本部の事務に従事する。

5 本部員は、議員（議長、副議長及び各会派の代表者にある議員を除く。）をもって充て、本部長の命を受け、議会本部の事務に従事する。

（所掌事務）

第3条 議会本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員からの災害情報を収集し、及び整理し、市対策本部に提供すること。

(2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、議員に情報提供を行うこと。

(3) 必要に応じて、被災地、避難所等の調査を行うこと。

(4) 議会として必要な活動を行うため、議員の安否を確認すること。

(5) 会議場所確保の調整に関すること。

(6) 必要に応じて、国、府、関係機関等に対する要望活動の準備を行うこと。

(7) その他議会本部が必要と認めること。

（議会本部の開設及び閉鎖）

第4条 議会本部は、市対策本部が開設された場合において、議長が必要があると認めたとき開設する。

2 議会本部は、議会が通常の機能を回復し、かつ、本部長が支障がないと判断したとき議会本部を閉鎖する。

（議会本部への参集）

第5条 議会本部を開設したときは、本部長及び副本部長は、舞鶴市議会議事堂又は本部長が定めた場所に参集するものとする。

2 本部長は、必要に応じて本部役員及び本部員の参集を求めることができる。

（庶務）

第6条 議会本部の庶務は、舞鶴市議会事務局において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月4日から施行する。

●先例及び申し合わせ事項並びに事例集の見直しは、毎定例会終了後に実施

《内容》

先例及び申し合わせ事項 新旧対象表

No.	ページ	番号	区分	旧	新	協議・決定
1	169	49	修正	49 代表・一般質問、質疑に関する申し合わせ (1) (略) (2) 代表質問・一般質問、質疑の通告は事前通告とし、その受付締切は、定例会初日の本会議が終了した日の 3日後 （その日が市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）の正午とする。 (3)~(5) (略)	49 代表・一般質問、質疑に関する申し合わせ (1) (略) (2) 代表質問・一般質問、質疑の通告は事前通告とし、その受付締切は、定例会初日の本会議が終了した日の 2日後 （その日が市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）の正午とする。 (3)~(5) (略)	平成28年 11月4日 (金)

※ただし、平成28年3月定例会から

(4) 先例集等の見直し

毎定例会終了後に見直すことを基本として、必要があるときは、議会運営委員会等において見直しを行います。

事例集追加等項目（提要ページ順）

※下線を追加等

u003c/p>

No.	ページ	番号	追加項目	協議・決定日
1	190	9	議席を変更した事例 (11) 辞職した議員の議席に繰上当選した議員(同会派に所属)の議席を指定した。(平成28年3月定例会)	平成28年 4月27日(水)
2	190	12	12 会期を変更した事例 (1) 平成23年6月定例会において、本会議最終日の6月24日に基本構想の改定並びに一般会計及び病院事業会計の補正予算が追加上程されたことに伴い、予備日の同月27日に本会議を開いて、地域医療再生計画に係る緊急質問等を行うとともに、会期を14日間延長して7月11日までとした。 (2) 平成27年12月定例会において、本会議最終日の12月22日に受理した「高浜発電所3・4号機の再稼働に関する請願」の内容が緊急に審査を要するものであるとし、同日の本会議で、25日に本会議を開いて同請願を審議するため、会期を4日間延長して12月28日までとした。	平成28年 1月20日(水)
3	198	37の次	議長の不信任の動議が否決された事例 12月22日の本会議で、議長の不信任の動議があり、当該動議は成立したが、起立採決の結果、賛成少数で動議は否決された。(平成27年12月定例会)	平成28年 1月20日(水)
4	198	41の次	本会議の再開を午前11時及び午後1時からとした事例(平成27年12月定例会) 12月22日:本会議最終日に受理した「高浜発電所3・4号機の再稼働に関する請願」を緊急に審査を要するものであるとし、当該定例会で審議するため、本会議休憩中に議会運営委員会を開催して会期の延長及び運営要領の変更を決定し、本会議を再開して議決した。 12月24日:午前10時から議会運営委員会を開催し、当該請願を原子力防災・安全等特別委員会に付託することを決定し、午前11時から本会議を再開し議決した。午後1時から原子力防災・安全等特別委員会を開催し、当該請願に係る審査を行った。 12月25日:午前11時から議会運営委員会を開催し、当該請願の審議の取り扱いを決定し、午後1時から本会議を再開して同請願を議決した。	平成28年 1月20日(水)

1/20
4/27
5/12
7/20
10/21
11/4

実施

〔工程
H28当初
実施〕

5	213	114	<p>114 参考人を招致した事例</p> <p>(5) 原子力防災・安全等特別委員会で、「高浜発電所に係る住民説明会の質問に対する回答等について」原子力規制庁1人、資源エネルギー庁1人、内閣府1人、関西電力から3人の参考人を招致した。(平成27年12月24日)</p> <p>(6) 原子力防災・安全等特別委員会で、「高浜発電所1、2号機の安全性について」原子力規制庁2人、関西電力から3人の参考人を招致した。(平成28年9月30日)</p>	<p>平成28年 1月20日 (水)</p> <p>平成28年 10月21日 (金)</p>
6	216	127	<p>127 会期中に特別委員会を開催した事例</p> <p>(19) 原子力防災・安全等特別委員会(平成27年12月15日・24日)</p> <p>(20) 北陸新幹線誘致特別委員会(平成27年12月15日)</p> <p>(21) 原子力防災・安全等特別委員会(平成28年3月4日)</p> <p>(22) 北陸新幹線誘致特別委員会(平成28年3月24日)</p> <p>(23) 原子力防災・安全等特別委員会(平成28年9月12日・30日)</p>	<p>平成28年 1月20日 (水)</p> <p>平成28年 4月27日 (水)</p> <p>平成28年 10月21日 (金)</p>
7	221	155	<p>155 特別委員会に請願を付託した事例</p> <p>(1) 新宮津火力発電所建設問題について、調査のため設けた公害対策特別委員会に、その調査事項に関連のある請願を付託した。(昭和43年3月定例会)</p> <p>(2) 「原発の使用済核燃料の中間貯蔵施設設置反対に関する請願」及び「高浜発電所3・4号機の再稼働に関する請願」を原子力防災・安全等特別委員会に付託した。(平成27年12月定例会)</p>	<p>平成28年 1月20日 (水)</p>
8	222	157 の 次	<p>本会議最終日の12月22日に受理した「高浜発電所3・4号機の再稼働に関する請願」を、緊急に審査を要するものであるとし、会期を4日間延長して、当該定例会で請願審議を行った事例(平成27年12月定例会)</p>	<p>平成28年 1月20日 (水)</p>
8	224	171 の 次	<p>(議員の辞職)</p> <p>閉会中に議員から議長へ議員辞職願が提出され、議長が辞職を許可した事例 (平成14年1月10日、平成28年1月31日)</p>	<p>平成28年 4月27日 (水)</p> <p>平成28年 5月12日 (木)</p>
10	224	上 項 の 次	<p>休会中に議長宛てに議員の辞職願が郵送されてきたため、会議を開いて議員辞職を許可した事例 (平成10年3月定例会)</p>	<p>平成28年 5月12日 (木)</p>
11	224	上 項 の 次	<p>議員の辞職により、繰上当選した事例 (平成28年2月12日)</p> <p>平成26年11月16日執行の舞鶴市議会議員一般選挙において、最後の1議席については得票数が同数であったため、くじにより当選人が決定された。平成28年1月31日に議員が一身上の都合により辞職したため、公職選挙法第112条第5項の規定により平成28年2月12日に繰上補充に係る選挙会が開かれ、同日、得票数が同じであった者が繰上当選した。</p>	<p>平成28年 4月27日 (水)</p>

12	226	177	177 開かれた議会を目指して市内団体との「意見交換会」を実施するに当たり、議員派遣を行った。 (平成25年9月定例会、平成27年9月定例会、 平成28年6月定例会)	平成28年 7月20日 (水)
13	226	178	178 平和記念式典(広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式)に参加するため、議員派遣を行った。 (平成26年6月定例会、平成27年6月定例会、 平成28年6月定例会)	平成28年 7月20日 (水)
14	226	181	181 4班(総務文教班・経済消防班・建設班・民生労働(環境)班)に分かれて、意見交換会を開催した。 (平成25年10月16日・17日・18日・11月18日、平成27年10月11日・15日・26日・27日、 平成28年7月13日・19日・ 20日・21日)	平成28年 10月21日 (金)
15	226	181 の 次	熊本地震に係る街頭募金を実施し、義援金とした。(ショッピングセンターら・ぽーる前、三ツ丸ストア余内店前) (平成28年5月27日)	平成28年 7月20日 (水)

※参考：各派幹事会で決定

No.	ページ	番号	区分	旧	新	備考
1	173	64	修正	64 本会議の録音テープ等の電磁的記録は、一切貸出しをしない。 (平成26年8月21日各派幹事会決定)	64 音声及び映像記録は、所定の様式により事務局に届け出た議員に貸出しすることとする。 (平成28年7月19日各派幹事会決定)	平成28年 7月19日 (火) 各派幹事会

*** 参考 ***

- ・ **実施開始時期**：平成27年6月定例会から
- ・ **事例集の整理**：平成27年に慣例となっている事例については、今後整理することとした。

(5) ICT活用の検討

執行機関からの報告資料や会議資料などをペーパーレス化するとともに、情報の共有化を図るため、タブレット等ICTの活用を検討します。

● ICT活用に関わり、本市議会として実施が考えられる4つの取り組みについて、検討

(1) パソコン等へのメールによる情報伝達

- ・移行期間を：平成28年12月から平成29年3月末まで
- ・平成29年度から、原則として、資料等（議員協議会や委員会の審議資料、パンフレット、冊子を除く）の机上配付は行わないこととする。（決定）

(2) タブレット端末の導入

- ・導入については、議会運営委員会の下部組織として、ICTに係るワーキンググループを設置し、検討することについて申し送り（決定）

(3) グループウェア等による情報共有

- ・タブレット端末の運用が軌道に乗り、より有効に活用できる状況が整った時点で検討する。（決定）

(4) 情報セキュリティに関するルールづくり

- ・「舞鶴市議会における情報セキュリティに関する申し合わせ」を協議し、決定については、平成29年速やかに行うこととする。ルールの見直し等については、情報通信技術の進展や舞鶴市議会におけるICT活用等の状況に応じて、議会運営委員会において行うこととする。

《内容》

● ICT活用に関する検討会を設置（平成27年11月27日設置）※全議員で構成

各議員でICTの活用状況が異なり、すぐにペーパーレス化を実施することは困難であり、部分的に実施すれば、かえって混乱を招く恐れもあることから、ICTに関する検討会を設置し、本市議会におけるICTの取り組みを検討することとした。

ICTに関する検討会では、本市議会におけるICTの取り組みについて検討し、議会運営委員会へ提言

【設置目的】

ICTに係る知識を習得するとともに、本市議会におけるICT活用に係る調査・研究を行うために設置する。

【所掌事項】

(1) ICTに係る知識の習得

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| ① ICT関係の研修会への参加 | ② 業者等によるICT活用のデモンストレーションの実施 |
| ③ セキュリティ対策に係る知識の習得 | ④ その他 |

(2) ICT活用に係る調査・研究

- | | |
|----------------------|---------------|
| ① 本市議会におけるICTの現状把握 | ② 先進事例などの情報収集 |
| ③ 本市議会におけるICTの活用例の研究 | ④ その他 |

(3) 議会運営委員会へのICT活用に係る報告

【組織】

- (1) 委員は、各会派から1名及び委員を希望する議員をもって構成する。
- (2) 座長及び副座長を置く。

【設置時期等】

平成27年12月定例会に係る議会人事に併せて設置し、座長のもとで、適宜、検討会を開催する。

【ICT活用に関する検討会協議】

2/29
5/23
7/21
8/22
8/30
9/13

【協議】

10/4
10/21
10/28
11/4
11/14
11/22

検討

（工程
H28当初
検討）

舞鶴市議会における情報セキュリティに関する申し合わせ（案） ※平成 29 年に速やかに決定を申し送り

1 趣旨

舞鶴市議会においては、市民の個人情報や議会運営上の情報などの重要な情報資産を取り扱っており、これらを様々な脅威から防御することは、市民の権利、利益を守るためにも、また、議会の安定的、継続的な運営のためにも不可欠であることから、情報セキュリティに関する申し合わせ（ルール）を定め、適切に対応する。

2 用語の定義

(1) 情報資産

舞鶴市や市民等が作成し、舞鶴市議会が入手した情報及び舞鶴市議会が作成した情報で、紙、電子データ等の形式にかかわらず全ての情報。

(2) ネットワーク

各会派の控室及び議会図書室のコンピュータ等を相互に接続するための通信網とその構成機器。

3 適用範囲

このルールは、舞鶴市議会議員（以下「議員」という。）及び舞鶴市議会事務局職員（以下「職員」という。）に適用する。

4 情報セキュリティに関するルール

(1) 会派用パソコン

① 各会派に公費で設置されているパソコン（以下「会派用パソコン」という。）は、議員、職員及び職員が作業を委任した者以外に使用させてはならない。

② 会派用パソコンを私的に利用してはならない。

③ 会派用パソコンにソフトウェアのインストールを希望する場合は、当該会派の幹事長が、会派用パソコンの管理者である舞鶴市議会事務局の許可を得て、職員の指示のもとに実施しなければならない。

④ 会派用パソコンに、電磁的記録媒体（USBメモリ等）及びその他の機器を接続する場合は、舞鶴市議会事務局の許可を得るものとする。

(2) ネットワーク

① 議員は、ネットワークを改編（機器の追加、設定の変更等）してはならない。

② 職員は、管理上必要な場合を除き、ネットワークを改編（機器の追加、設定の変更等）してはならない。

③ ネットワークを通じたインターネットの閲覧は、そのリスクを十分認識した上で、必要最小限とし、私的に利用してはならない。

④ 会派用パソコンがコンピュータウイルスに感染し、または感染の疑いが発生した場合は、直ちに当該パソコンをネットワークから切断した上で、職員及び当該会派の幹事長へ連絡しなければならない。

⑤ 職員は、ウイルス感染または感染の疑いの連絡を受けた場合、舞鶴市議会情報セキュリティ緊急対応手順に準じて必要な措置を講じなければならない。

(3) 電子メールによる情報伝達

① 職員（舞鶴市議会事務局）が電子メールにより議員へ情報資産の伝達を行う場合は、その内容に応じて、パスワード設定等の必要な措置を講じなければならない。

② 議員は、パスワード設定等の措置が講じられたメールを受信した場合、受信した旨を返信するとともに、当該情報資産の取り扱いには特に注意しなければならない。

(4) 電子メール以外による情報伝達

① 職員が電子メール以外の方法で議員へ情報資産の伝達を行う場合は、その内容に応じて、あわせて注意事項を伝達するなどの必要な措置を講じなければならない。

② 議員は、注意事項等の措置が講じられた情報資産を受領した場合、その取り扱いには特に注意しなければならない。

③ 議員は、電子メールを受け取るパソコン等のセキュリティ対策に努めなければならない。

(5) 幹事長の責務

① 幹事長は、所属議員の情報セキュリティを管理・監督するとともに、会派としての情報セキュリティ対策に努めなければならない。

② 幹事長は、会派内で情報漏えいやウイルス感染等の情報セキュリティに関する事故が発生した場合、舞鶴市議会事務局と連携して、その早期解決に努めなければならない。

(6) その他

① 議員は、入手した情報資産を第三者へ提供（SNSを利用した公開を含む）する場合において、特にその内容に留意しなければならない。

② 議員は、各会派控室の整理整頓に努め、紙等に出力された情報資産を適切に管理しなければならない。

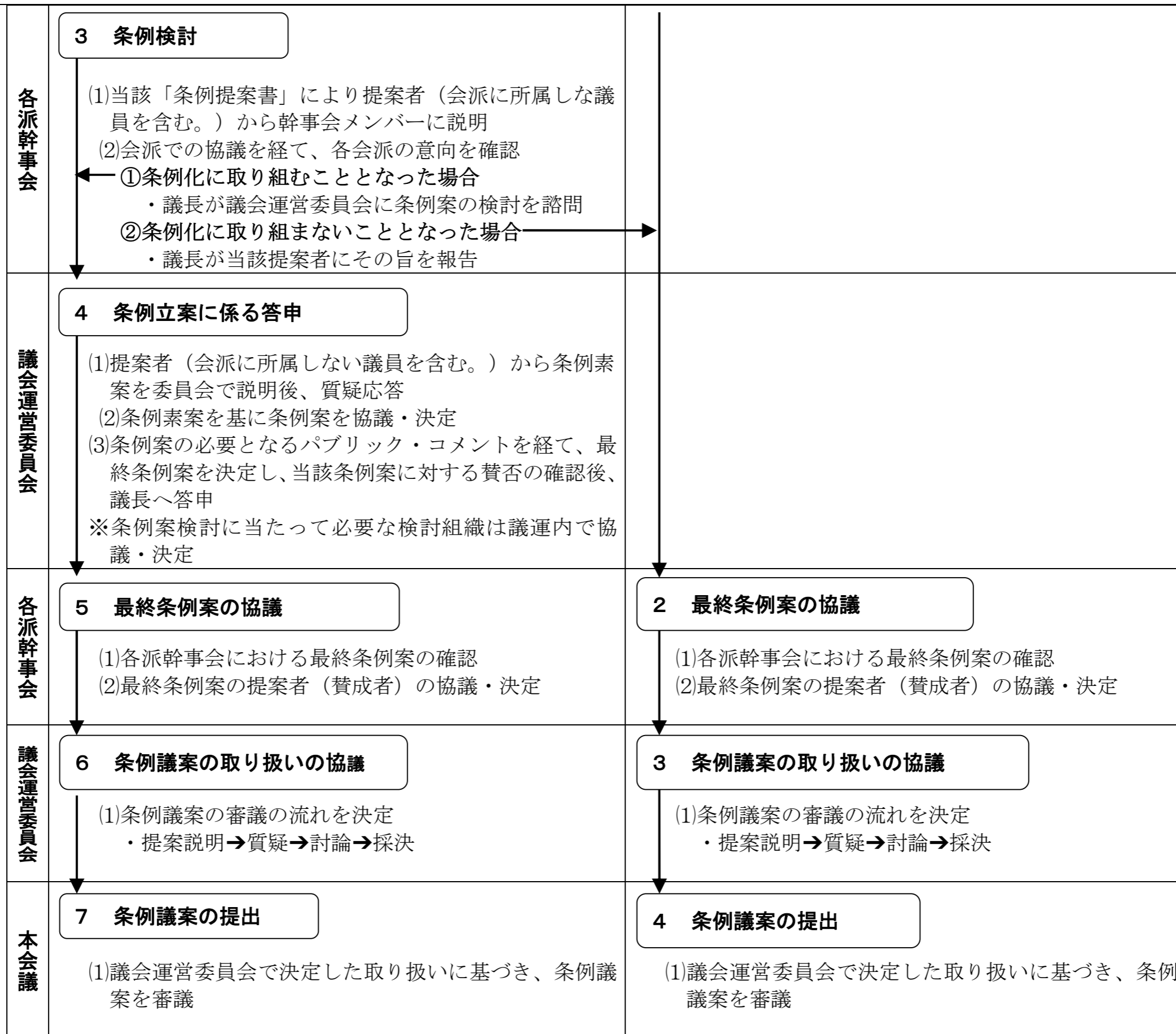
5 ルールの見直し

このルールに定めのない事項については、議会運営委員会において協議・決定するものとし、このルールの見直しは、情報通信技術の進展や舞鶴市議会におけるICT活用等の状況に応じ、議会運営委員会において行う。

33	<p>(6) 質問方式等の検討 代表質問と一般質問の性質の違い等による質問方式や質問時間のあり方等について検討します。</p>	<p>●平成27年に引き続き、実施</p> <p>-----</p> <p>《内容》 「代表質問の質問方式」及び「代表・一般質問の質問時間」を次のとおり変更する。</p> <p>(1) 質問方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表質問 : 一括方式（分割方式を含む。） ・一般質問 : 一括方式（分割方式を含む。）又は一問一答方式のいずれかの方式による。（従前どおり） <p>(2) 持ち時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表質問 : 1会派につき35分を割り当て、3人を超える1人当たりにつき5分を追加した時間 ・一般質問 : 1人40分 <ul style="list-style-type: none"> ・見直しの決定 : 平成27年8月6日 ・申し合わせの変更 : 平成27年8月26日 ・適用開始 : 平成27年9月定例会から 	—	<p>実施</p> <p>〔工程 H28当初実施〕</p>
34	<p>(7) 議員協議会のあり方の検討 執行機関からの出席者や質問（当日の執行機関からの報告を除く。）の事前通告制を検討します。</p>	<p>●平成27年に引き続き、実施</p> <p>-----</p> <p>《内容》 執行機関の出席については、現行どおり、公務がある場合は、欠席を認めることとする。 また、「その他」の項における発言を事前通告制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直しの決定 : 平成27年7月21日議会運営委員会 ・「その他」の項における発言に関する申し合わせの協議 : 平成27年8月6日・26日 ・「その他」の項における発言に関する申し合わせの決定 : 平成27年8月21日（於：議員協議会） ・適用開始 : 平成27年9月2日議員協議会から <p>-----</p> <p>《議員協議会の「その他」の項における発言に関する申し合わせ》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 執行機関への質問は、突発的な出来事や当該議員協議会で質問しないと時機を失する事項とする。 (2) 執行機関に質問を行う場合は、その内容を議員協議会の日の前日（その日が市の休日に当たるときは、直近の市の休日以外の日）午後3時までに書面で議長に通告し、発言の許可を得る。 (3) 上記(2)の通告は、所定の様式により議会事務局まで直接提出することとする。ただし、ファクス又はメールにより提出しようとする場合は、電話で事前に議会事務局あてその旨を連絡する。 (4) 議員協議会の当日（その日の前日（その日と引き続いて市の休日に当たる日を含む。）が市の休日に当たるときはその日を含む。）にマスコミ報道等で明らかになった事項について質問を行う場合は、議員協議会当日の午前9時までに口頭で議長に通告し、発言の許可を得る。 (5) 複数人から通告がある場合の発言の順序は、原則として議長が通告書を受理した順とする。 (6) 執行機関の答弁に対し、通告者以外の議員から答弁内容を確認することは可とする。 	—	<p>実施</p> <p>〔工程 H28当初実施〕</p>

35	<p>(8) 議会基本条例の検討</p> <p>議会活動基本計画を実行する中で、基本条例について具体的に検討します。</p>	<p>●議員研修会において、議会基本条例の意義等を確認</p> <p>≪内容≫</p> <p>平成28年10月31日(月)</p> <p>議会からの政策サイクル～「住民自治の根幹」としての議会を作動させる～</p> <p>(講師) 山梨学院大学法学部教授・同大学院社会科学研修科長 江藤俊昭氏による議員研修会</p> <p>※講演の中で、議会基本条例の意義等を確認した。</p>	【研修会】 10/31	検討 (工程 H28当初 検討)
----	---	---	----------------	-----------------------------

36	<p>(9) 政策条例提案の手続等の検討</p> <p>政策条例提案をする場合の政策条例審議までの流れを整理するとともに、舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱を策定します。</p> <p>※平成28年5月追加</p>	<p>●政策条例を提案する場合について、その検討を定めた手続に沿って進めることにより、スムーズな議会運営が図られることから、次の3点について整理</p> <p>(1) 政策条例審議までの流れ(「全会一致を目指す場合」と「会派等が独自に提案する場合」に分けて整理。 (2) 条例提案書(様式) (3) 舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱</p> <p>≪内容≫</p> <p>政策条例審議までの流れ (平成28年5月12日議会運営委員会決定)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">全会一致を目指す場合</th> <th style="width: 45%;">会派等が独自に提案する場合(基本)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 条例提案準備等 </td> <td> <p>1 条例提案に係る準備作業</p> <p>(1) 案件に係る調査・研究(現況調査、要望団体(者)の有無、課題等分析) (2) 条例化の適否(適切な手段かどうか) (3) 条例素案の作成(内容・形式) (4) 条例制定の時期(パブリック・コメントの要否等) (5) 上記(1)～(4)により「条例提案書」を作成 ※必要に応じて、議会事務局と調整、関係機関(者)とも協議</p> </td> <td> <p>1 条例提案に係る準備作業</p> <p>(1) 案件に係る調査・研究(現況調査、要望団体(者)の有無、課題等分析) (2) 条例化の適否(適切な手段かどうか) (3) 条例素案の作成(内容・形式) (4) 条例制定の時期 (5) 上記(1)～(4)により「条例提案書」を作成 ※必要に応じて、議会事務局と調整、関係機関(者)とも協議</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 議長へ提出 </td> <td> <p>2 条例提案書の提出</p> <p>(1) 「条例提案書」を議長に提出(説明) (2) 「条例提案書」について協議するため、議長が各派幹事会を開催</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		全会一致を目指す場合	会派等が独自に提案する場合(基本)	条例提案準備等	<p>1 条例提案に係る準備作業</p> <p>(1) 案件に係る調査・研究(現況調査、要望団体(者)の有無、課題等分析) (2) 条例化の適否(適切な手段かどうか) (3) 条例素案の作成(内容・形式) (4) 条例制定の時期(パブリック・コメントの要否等) (5) 上記(1)～(4)により「条例提案書」を作成 ※必要に応じて、議会事務局と調整、関係機関(者)とも協議</p>	<p>1 条例提案に係る準備作業</p> <p>(1) 案件に係る調査・研究(現況調査、要望団体(者)の有無、課題等分析) (2) 条例化の適否(適切な手段かどうか) (3) 条例素案の作成(内容・形式) (4) 条例制定の時期 (5) 上記(1)～(4)により「条例提案書」を作成 ※必要に応じて、議会事務局と調整、関係機関(者)とも協議</p>	議長へ提出	<p>2 条例提案書の提出</p> <p>(1) 「条例提案書」を議長に提出(説明) (2) 「条例提案書」について協議するため、議長が各派幹事会を開催</p>		3/8 3/25 4/27 5/12	検討 実施 (工程 H28当初 検討 実施)
	全会一致を目指す場合	会派等が独自に提案する場合(基本)											
条例提案準備等	<p>1 条例提案に係る準備作業</p> <p>(1) 案件に係る調査・研究(現況調査、要望団体(者)の有無、課題等分析) (2) 条例化の適否(適切な手段かどうか) (3) 条例素案の作成(内容・形式) (4) 条例制定の時期(パブリック・コメントの要否等) (5) 上記(1)～(4)により「条例提案書」を作成 ※必要に応じて、議会事務局と調整、関係機関(者)とも協議</p>	<p>1 条例提案に係る準備作業</p> <p>(1) 案件に係る調査・研究(現況調査、要望団体(者)の有無、課題等分析) (2) 条例化の適否(適切な手段かどうか) (3) 条例素案の作成(内容・形式) (4) 条例制定の時期 (5) 上記(1)～(4)により「条例提案書」を作成 ※必要に応じて、議会事務局と調整、関係機関(者)とも協議</p>											
議長へ提出	<p>2 条例提案書の提出</p> <p>(1) 「条例提案書」を議長に提出(説明) (2) 「条例提案書」について協議するため、議長が各派幹事会を開催</p>												



条例提案書（様式1）

平成 年 月 日

舞鶴市議会議長 様

会 派 名

提案者名 _____ (印)

条 例 提 案 書

次のとおり条例提案を考えていますので、お取り計らいくださるようよろしく申し上げます。

表 題	
条例提案の趣 旨	
条例素案及び関係資料	別添のとおり
パブリック・コメント手続	要 ・ 不要 (理由)
条例制定希望	平成 年 月定例会
そ の 他	

※別紙により記載可能

舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、舞鶴市議会（以下「議会」という。）の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その過程における説明責任を果たし、もって「市民に開かれた議会」及び「市民と協働する議会」とするため、議会におけるパブリック・コメント手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリック・コメント手続」とは、議会が政策等を策定する過程において、その政策等の趣旨、内容等を公表し、これらに対して提出された市民等の意見、情報及び専門的な知識（以下単に「意見」という。）を考慮し、最終的な意思決定を行うとともに、当該提出された市民等からの意見に対する議会の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となるものは、次に掲げる事項を定める政策等（この要綱において「政策等」という。）の策定（改廃を含む。以下同じ。）とする。

- (1) 議会の基本的な方向性を示すもの
 - (2) 市内全域又は全市民を対象とする基本的な事項を定めることを内容とするもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、議会がパブリック・コメント手続を実施する必要があると認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる政策等の策定は、パブリック・コメント手続の対象としない。
- (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
 - (2) 議会に裁量の余地がないと認められるもの

(案等の公表)

第4条 議会は、政策等を策定しようとするときは、当該政策等の最終的な意思決定の前に、政策等の案及び次に掲げる資料（以下「案等」という。）を公表しなければならない。

- (1) 当該政策等を策定する趣旨
 - (2) 当該政策等の案の概要
 - (3) その他必要と認める資料
- 2 案等の公表は、議事堂及び市政情報コーナーでの閲覧並びに議会のホームページへの掲載のほか、次に掲げるいずれか又は複数の方法により行うものとする。
- (1) 広報紙への掲載
 - (2) 議会が必要と認める施設での閲覧
 - (3) その他議会が定める方法

(意見の募集等)

第5条 議会は、案等の公表の日から起算して30日以上期間を設けて、政策等の案に対する意見を募集しなければならない。ただし、30日以上期間を設けることができないやむを得ない理由がある場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 前項に規定する意見の募集は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 郵便又は信書便
 - (2) ファクシミリ
 - (3) 電子メール

(4) 議会が必要と認める施設への書面の持参

(5) その他議会が定める方法

3 意見を提出しようとするものは、住所、氏名及び連絡先(法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び連絡先)を明らかにしなければならない。

(意見の考慮等)

第6条 議会は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2 議会は、政策等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を第4条第2項の規定の例により公表するものとする。ただし、提出された意見が舞鶴市情報公開条例(平成11年条例第31号)第5条各号及び舞鶴市個人情報保護条例(平成16年条例第24号)第17条各号に掲げる不開示情報に該当する場合を除く。

(1) 提出された意見の概要

(2) 提出された意見に対する議会の考え方

(3) 政策等の案を修正した場合の当該修正内容

(一覧の作成等)

第7条 議会は、第4条第1項の規定により公表した案等について、次に掲げる内容を記載した一覧を作成し、公表するものとする。

(1) 政策等の名称

(2) 案等の公表日及び意見募集期間

(3) 案等の閲覧等の方法

(4) 問合せ先

2 議会は、第3条第2項第1号に該当する政策等について、パブリック・コメント手続の対象としない理由等を記載した一覧を作成し、公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、パブリック・コメント手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月12日から施行する。

舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱の解説

(趣旨)

第1条 この要綱は、舞鶴市議会（以下「議会」という。）の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その過程における説明責任を果たし、もって「市民に開かれた議会」及び「市民と協働する議会」とするため、議会におけるパブリック・コメント手続について、必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- 1 この手続の直接の目的としては、「舞鶴市議会の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その過程における説明責任を果たす」とするもので、議会の基本的な方向性を示すものなどを意思決定する前に、案を公表し、その案に対する市民等からの意見とその意見に対する議会の考え方を公表する手続をとることとするものです。
- 2 この手続の高次の目的としては、「市民に開かれた議会」及び「市民と協働する議会」とするもので、市民に議会活動を広報するとともに、市民等の多様な意見を把握し、意思決定に反映させることにより、「市民に開かれた議会・市民と協働する議会」にしていこうとするものです。
- 3 この手続は、議会が政策等を決定する前に、当該政策等の案に対する市民等からの意見を聞いて、その内容を考慮して最終的な意思決定を行うものであり、ただ単なる賛成・反対を問うものではなく、その多数によって意思決定を行うものではありません。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリック・コメント手続」とは、議会が政策等を策定する過程において、その政策等の趣旨、内容等を公表し、これらに対して提出された市民等の意見、情報及び専門的な知識（以下単に「意見」という。）を考慮し、最終的な意思決定を行うとともに、当該提出された市民等からの意見に対する議会の考え方等を公表する一連の手続をいう。

【解説】

- 1 「パブリック・コメント手続」という用語は、「舞鶴市パブリック・コメント手続要綱」に規定する、それと同義として使用するものです。

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となるものは、次に掲げる事項を定める政策等（この要綱において「政策等」という。）の策定（改廃を含む。以下同じ。）とする。

- (1) 議会の基本的な方向性を示すもの
 - (2) 市内全域又は全市民を対象とする基本的な事項を定めることを内容とするもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、議会がパブリック・コメント手続を実施する必要があると認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる政策等の策定は、パブリック・コメント手続の対象としない。
 - (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
 - (2) 議会に裁量の余地がないと認められるもの

【解説】

- 1 「議会の基本的な方向性を示すもの」とは、議会活動の基本理念や基本方針を示す条例等をいいます。
対象となるものとしては、議会基本条例の制定及び改廃が考えられます。
- 2 「市内全域又は全市民を対象とする基本的な事項を定めることを内容とするもの」は、市内全域又は全市民を対象とし、特定の地域・者を対象とするものは対象外とするとともに、市政の各分野における政策の基本的な事項を定め、議会の権限を考慮して執行機関が具体的な施策等を定めるような内容のものは定めないこととするものです。
対象となるものとしては、いわゆる政策条例が考えられます。

- 3 上記1及び2以外で、この手続の趣旨に照らして対象とすべきものとする場合であり、対象となるものとしては、次のものが考えられます。
- (1) 舞鶴市議会に関わる条例及び規則の制定（改廃を含む。）
 - (2) 特定の地域・者に関するものは対象外であるものの、全地域又は全市民に対して広く意見を求める必要があると認められるもの
- 4 この手続の対象としないものとして、次のものを定めています。
- (1) 「迅速性若しくは緊急性を要するもの」とは、手続に要する時間の経過により、条例等の意義や効果が損なわれるため、この手続を経る時間的な余裕がないものをいいます。具体的には、災害等の緊急時に対応する必要がある場合、次の会期の審議では時期を失ってしまうと判断される場合が想定されます。
 - (2) 「軽微なもの」とは、大幅な改正や基本的な事項の変更を伴わないもの又は制度の改正等に伴い一部表現(文言)を変更するものをいいます。
 - (3) 「議会に裁量の余地がないと認められるもの」とは、法令や国、京都府、舞鶴市の計画にその内容が詳細に規定されている場合をいいます。

(案等の公表)

第4条 議会は、政策等を策定しようとするときは、当該政策等の最終的な意思決定の前に、政策等の案及び次に掲げる資料(以下「案等」という。)を公表しなければならない。

- (1) 当該政策等を策定する趣旨
 - (2) 当該政策等の案の概要
 - (3) その他必要と認める資料
- 2 案等の公表は、議事堂及び市政情報コーナーでの閲覧並びに議会のホームページへの掲載のほか、次に掲げるいずれか又は複数の方法により行うものとする。
- (1) 広報紙への掲載
 - (2) 議会が必要と認める施設での閲覧
 - (3) その他議会が定める方法

【解説】

- 1 案等の内容は、市民等がその内容を十分理解し、適切な意見が提出できるよう、わかりやすい表現を心掛けることとし、案等の公表時期は、政策等の意思決定前の効果的かつ適切な時期を決定することとします。
- 2 「その他必要と認める資料」とは、市民等が手続の対象とする政策等の案を理解するために議会が必要と認める資料をいいます。
- 3 議会が案等を公表するときは、議事堂及び市政情報コーナーでの閲覧並びに市議会のホームページへの掲載は必ず行うものとし、広報紙への掲載や施設での閲覧などの方法も採り入れることとします。
- 4 「広報紙への掲載」は、まいづる市議会だよりや広報まいづる等の広報紙への掲載で、これらの掲載については、原稿の締切り等の時間的な制限や紙面の制約等があることから、適宜、議会報編集委員会での協議や市の広報担当課と協議することとします。
- 5 「議会が必要と認める施設での閲覧」は、西支所、加佐分室、公民館、図書館等で議会が当該政策等に係る対象などを考慮して必要と認める施設において了解を得た施設での閲覧をいいます。
- 6 「その他議会が定める方法」は、印刷物の配布や報道機関への情報提供等の方法が考えられます。

(意見の募集等)

第5条 議会は、案等の公表の日から起算して30日以上の間を設けて、政策等の案に対する意見を募集しなければならない。ただし、30日以上の間を設けることができないやむを得ない理由がある場合は、この間を短縮することができる。

2 前項に規定する意見の募集は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 郵便又は信書便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 議会が必要と認める施設への書面の持参
- (5) その他議会が定める方法

3 意見を提出しようとするものは、住所、氏名及び連絡先(法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び連絡先)を明らかにしなければならない。

【解説】

- 1 意見の募集期間は、30日以上を確保しなければなりません。30日以上の間を定めることができないやむを得ない理由がある場合は、この間を短縮することができます。
- 2 30日以上の間を定めることができないやむを得ない理由がある場合とは、例えば、30日以上の間を募集期間を設定したとすると、あらかじめ定められた施行日までの施行が困難になると認められるような場合などです。
- 3 意見の提出方法は、提出された意見を正確に把握するため、記録を残すことができる方法によることとし、電話、口頭によるものは、除外することとします。
- 4 意見の提出者は、舞鶴市民(個人)に限らず、法人その他の団体を含めた何人としめます。
- 5 議会は、提出された意見に対する責任の所在を明らかにするため、また、意見の内容の確認等を行うため、意見提出者に住所、氏名及び連絡先(法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び連絡先)の明示を求めることとしますが、その住所、氏名等は公表しません。

(意見の考慮等)

第6条 議会は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2 議会は、政策等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を第4条第2項の規定の例により公表するものとする。ただし、提出された意見が舞鶴市情報公開条例(平成11年条例第31号)第5条各号及び舞鶴市個人情報保護条例(平成16年条例第24号)第17条各号に掲げる不開示情報に該当する場合を除く。

- (1) 提出された意見の概要
- (2) 提出された意見に対する議会の考え方
- (3) 政策等の案を修正した場合の当該修正内容

【解説】

- 1 議会は、提出された意見を考慮して、当該政策等の意思決定を行います。この場合において、提出された意見を必ず採り入れるというのではなく、提出された意見について十分検討し、政策等の趣旨を踏まえて反映できるものは、反映するものとしめます。
- 2 議会は、政策等の意思決定を行ったときは提出された意見の概要とそれに対する議会の考え方を、また、当該案等を修正した場合にはその修正内容を、原則として最終的な意思決定時に公表するものとしめます。
- 3 提出された意見が舞鶴市情報公開条例第5条各号及び舞鶴市個人情報保護条例第17条各号に規定する不開示情報に該当する場合は、当該意見は公表しません。

4 この手続の趣旨は、市民等からの多様な意見を考慮して、政策等を決定していくことにあることから、賛否の結論だけを示したものについては、議会の考え方を示さないものとします。また、政策等の案に対して提出された意見の内容が当該案から逸脱しているものについても同様とします。

5 提出された意見が多数の場合は、類似の意見をまとめて公表することができるものとします。

(一覧表の作成等)

第7条 議会は、第4条第1項の規定により公表した案等について、次に掲げる内容を記載した一覧を作成し、公表するものとする。

- (1) 政策等の名称
- (2) 案等の公表日及び意見募集期間
- (3) 案等の閲覧等の方法
- (4) 問合せ先

2 議会は、第3条第2項第1号に該当する政策等について、パブリック・コメント手続の対象としない理由等を記載した一覧を作成し、公表するものとする。

【解説】

- 1 一覧の公表は、どのような案件についてパブリック・コメント手続をとっているのか、又はとらなかったのかを市民等にわかりやすく知らせるためのものです。
- 2 議会は、手続をとっている政策等については当該案等の公表後に、手続の対象としないこととしたものについては当該意思決定後に、速やかにその一覧を公表することとします。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、パブリック・コメント手続について必要な事項は、別に定める。

【解説】

この要綱の定めるもの以外で規定すべき事項については、議会運営委員会において協議し、定めることとします。

附 則

この要綱は、平成28年5月12日から施行する。

【解説】

この要綱の施行期日を平成28年5月12日としたものであり、議会は、同日以後に議会が政策等を決定しようとする場合は、この要綱に基づきパブリック・コメント手続をとることとします。

(写)

平成28年10月21日

議会運営委員会
委員長 山本 治兵衛 様

総務文教班 座長 岸田 圭一郎

経済消防班 座長 谷川 眞司

民生環境班 座長 和佐谷 寛

建設班 座長 福村 暉史

意見交換会の運営方法の改善等に係る協議結果について

本日、舞鶴市議会意見交換会実施要領11の規定により、4座長で、意見交換会の運営方法の改善等について別紙のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

なお、参考として、各班の反省点等及び報告書を添付します。

○意見交換会の運営方法の改善等

1 意見交換会の方向性について

意見交換会の方向性については、次の意見が出されたことを十分踏まえた上で、検討されたい。

- (1) 意見交換会は、継続していくこととして、さらにより良いものとなるよう、実施方法については、全体的に再度検討されたい。
- (2) 現在実施している意見交換会は、本来議員活動として行うべきであり、各議員において勉強して、その活動を議会の中で反映していくべきだと思うが、意見交換会を継続していく方向性の中で、改めて議会全体で取り組むこととなった場合は、その決定に従うこととする。
- (3) 対象とする団体が少ない班もあるため、当初スタートした「議会報告会」としての実施も検討されたい。

2 意見交換会のテーマの選定について

意見交換会の内容を議会及び議員活動に十分生かしていくためには、テーマの選定が重要となるが、各班において、現状と課題を十分整理した上で、テーマを選定されたい。

3 意見交換会の実施時期及び実施回数について

- (1) 実施時期が決まっていると、せっかくテーマを選定してもその対象団体の受け入れが困難である場合も考えられることから、全体的なスケジュールの決定の際、実施時期については柔軟に対応できるよう、検討されたい。
- (2) 年1回の開催としているが、実際には、意見交換会の開催時間が短いため、十分な意見交換ができない。意見交換の内容が十分生かせるよう、事前の準備等に時間をかけることなく、回数を増やし、テーマに沿った様々な団体と意見交換を行うことも、検討されたい。

4 意見交換会での議員の発言について

- (1) 議会には執行権がない中で、十分に対象団体と意見交換をするにあたり、議員個人としての発言については、事前に整理した上で、臨む必要がある。
- (2) 対象団体からの意見を聴取すること以外に、各議員が課題を解決するために、対象団体へ質問を投げかけることが必要である。

5 意見交換会の配席について

意見が出しやすい雰囲気づくりの一つとして、配席を会議形式とせず、ひざを突き合わせて意見交換を行うこととするなど、配席を工夫されることを検討されたい。

6 意見交換会の役割分担等について

意見交換会の運営における座長と司会との役割分担など、全体的な運用における役割において、進行に係る時間の配分を含め、確認する必要がある。

7 議会及び議員活動に係る意見交換会の生かし方について

今回の意見交換会の結果については、総括すると、直接的ではなくても、一般質問や委員会審査などに意見交換の内容が生かせたと思うが、さらに生かしていけるようにするためには、テーマの選定時に、その生かし方について、意見交換会実施前に検討する必要がある。

8 意見要望の対応方法について

- (1) 意見要望の対応については、最終的には、委員会として、意見等を取りまとめ、執行機関へ提言等を行うことも検討されたい。
- (2) 意見交換会の中で出された意見や質問に対して、相手方にどのように返すのか、課題に向けた解決のための議論や、要望の仕分け及び対応については、再度、検討されたい。

9 その他

勉強会の実施について

対象とする団体の参加者全員が同様の考えを持っているとは限らないことを理解した上で、対象団体と双方向により、意見交換ができるよう、意見交換会を実施する前に、テーマや対象団体について、十分勉強して臨む必要がある。

●平成28年8月10日：4座長から議会運営委員会委員長へ提出した意見

(8月24日議会運営委員会において、提出された意見)

○意見交換会の運営方法の改善等

1 意見交換会の方向性について

意見交換会は、今後も継続していくこととして、実施時期や方法については、再度十分検討されたい。

2 班編成について

3種類の意見が出ていたことを踏まえて検討されたい。

- ① 現行どおり、4常任委員会を単位とした班編成でよい。
- ② 班編成は現行どおりとして、参加者全員が発言しやすいように、班の中で、少人数のグループに分けて意見交換をする。
- ③ 現行の常任委員会の単位ではなく、少人数で班を編成する。

3 役割分担について

上記2の②、③において、少人数で意見交換をする場合には、他の班と連携し、記録を依頼するなど役割分担を見直す必要がある。

4 意見要望の対応方法について

- (1) 議員全員での情報共有は、報告書の配付ではなく、各議員の傍聴を基本とするべきである。
- (2) 実施要領10(4)に記載のとおり、それぞれの班において、議長への報告だけでなく、意見や要望について必要な事項は、執行機関に報告いただく必要がある。

これまでの各班の反省点等

【総務文教班】

● 7月29日：班会議意見

- 本年2月から班会議を重ね、意見交換会の準備を行ってきたが、事前準備の期間が長いと議員も対象団体も気軽に意見交換会に臨めない雰囲気となるため、双方が気軽に意見交換ができるよう改善すべきと思う。
- 舞鶴市PTA連絡協議会から8名の皆さんに出席いただき、意見交換を行ったが、8名が日頃よく顔合わせをしているメンバーではなかったこと等から、議員からの質問に対する意見の発言者に偏りがあった。出席者全員の共通話題として発言のしやすいテーマの設定が必要であったと思う。
- 意見交換会の実施時期が固定されていると、議会側が実施したい時期に集まってもらうことが困難である団体等があり、結果として、意見を聞きたい団体との意見交換ができないこととなってしまうので、実施時期を固定することについては、協議が必要であると思う。
- 意見交換会に出席いただいた全員が発言しやすいよう、会議のイメージでの配席ではなく、少人数のグループをつくり、ひざをつき合わせたイメージの配席で、実施するとよいのではないかと思う。
- 「子どもたちの夢達成に向けたサポートについて」をテーマとしていたが、保護者の立場から、また、PTA役員の立場から、それぞれ、普段聞けない話を聞いてよかった。今回の意見交換会を9月定例会や委員会等において活かしていきたいと思う。

● 10月13日：班会議意見

- 「舞鶴市PTA連絡協議会」を対象とし、「子どもたちの夢達成に向けたサポートについて」意見交換会を行ったが、委員会等での審査において、各委員が意見交換会の内容を咀嚼し、教育に係る総合的な判断から質問できたことについては、意見交換会の内容が生かせたと思う。
- 本会議や委員会において、意見交換会の内容を十分に生かすためには、実際に意見交換会をする時間が1時間半から2時間では少ないと思う。事前準備等に手間をかけることなく、回数を増やし、テーマに沿った様々な団体と意見交換を行い、最終的には、委員会として意見等を取りまとめ、執行機関へ提言等をするべきだと思う。

- 対象とする団体が少ない班もあるので、舞鶴市政が課題としているテーマを設定し、幅広い分野の方々と意見交換を行うこともよいと思う。

【経済消防班】

● 8月5日：班会議意見

- 想定していたことではあったが、1人の方の発言が長くなってしまった場合でも途中で止めることは難しく、発言機会が少ない参加者もあった。
- 商店街事業者は生活がかかっていることなので、話に熱がこもるのは当然のことで、商店街をフィールドにまちづくり活動をしている団体との温度差があるのは仕方ない。
- 立場の違う団体が一同に会して行うことのメリットもあると思うし、個別にじっくり意見交換することもメリットはあると思うので、どちらがよかったかは判断しにくいところ。
- テーマは「商店街の振興」であったが、「まちづくり」の方向に流れていた。商店街の振興につながるまちづくりではあるが、もう少し商店街の議論ができればよかった。
- 今回の相手方からは、行政への要望ではなく、まちの将来を見据えた意見や現状が聞けて有意義であったと思う。
- 意見交換会の結果をどう生かしていくかは、議員個人の意識によるところが大きい。一般質問や委員会での質疑などに生かすことは十分にできる内容だったので、積極的に取り組みたい。
- 結果を何らかの形で各団体にフィードバックしたい。
- 要望の仕分け（班で対応するのか議会として対応するのかなど）を行う体制を考えておく必要がある。
- 執行機関の関係者の傍聴について、各班でばらつきがあったように思うが、依頼やお知らせについて検討しておく必要があるのではないか。
- 他の班で「執行機関ではないので・・・」という発言があったが、相手方に「言ってもしょうがない」と思われないように、しっかり説明しておく必要があると考える。

● 10月11日：班会議意見

- 生かせるものは生かしていくべきであるが、必ずしも目に見える形で反映されなければならないとは考えていない。現状を認識するとともに、行政とは違う視点からの意見を聞くこと自体に意味があり、直接的ではなくても、その後の質疑等に生かせることになると思う。そういう意味では、生かせたと言えるのではないか。
- 意見交換会における議論を踏まえて一般質問を行ったが、それを見た意見交換会の参加者から連絡をいただいた。参加された方々に対する姿勢としても、何らかの形で反映しなければならないと考える。
- 意見交換会の中で出された問題点の解決に向けた議論や、要望の仕分けと対応が重要だと考える。

【民生環境班】

● 8月2日：班会議意見

(全体的な意見)

- 限られた時間の中で意見交換を行うには、参加団体の人数、議員の数(班体制)を少なくしたほうが意見が出しやすいと感じた。
- 意見交換に集中するために、要録は他の班で行うのも1つの方法ではないか。
- 意見交換会実施に係る打合せ等をもっと簡略化できないか。

(民生環境班に係る意見)

- 民生環境班では司会が最後まで進めたが、最初と最後は司会が行い、意見交換の時は座長が行った方が良かったのではないか。

● 10月20日：班会議意見

- 舞鶴市民間保育園連盟を対象として、「よりよい保育環境づくりについて」意見交換会を行ったが、認識を深めることができ、委員会の質疑等において意見交換会の内容を生かせたと思う。
- 広く後期実行計画を見る上で意見交換会の内容は参考になった。
- 今後の議員活動の中でも生かせられると思う。

- 参加者から意見を聞くことが多かったが、議員からの意見について意見交換を行うこともよいと思う。

【建設班】

● 8月4日：班会議意見

○ 事前の調整・準備

意見交換の相手方の学生や教授が大変忙しく、実施を考えていた共同の現地視察も含め、事前の打ち合わせや調整が十分できなかった。

また、議会の二元代表制や議員の立場などについても事前の説明が必要であったと思う。

○ テーマとの関連性の確認や議論のポイントの絞り込み

今回の「まちづくり」という大きなテーマの中で、学生の発表や意見の内容等について、その位置付けやポイントなどをもっと明確にしておけば、よりテーマの趣旨に沿った意見交換ができたと考える。

また、学生の事前アンケートの内容を十分活用できなかった。

○ その他

① 今回の高専学生との意見交換は、普段接することの少ない若者の斬新な考え方に触れることができてよかった。

② 今後の意見交換会のあり方については、各班が毎年同時期に行うのではなく、それぞれが必要と判断したときに実施すればよいのではないか。

● 10月12日：班会議意見

- 今回の意見交換会は、舞鶴高専の学生のまちづくりに関する提案や意見を聞くことに主眼を置いたものであり、内容的に直接議会の質疑等に結びつくものではないが、普段接することの少ない若者の斬新な考えなどを聞かせていただいたので、今後の活動の参考として生かしていきたい。

- 現在実施している意見交換会は、本来議員活動として行うべきものであり、議会活動として実施することには無理があると考ええる。

- 市の施策等について議員は答えられないと言わず、議員個人としての意見を述べればよいのではないか。

- 意見交換会で出された意見や質問に対して、相手方にどのように返すのか、意見交換会全体のルールづくりが必要ではないか。

監視機能の充実に係る会派意見（平成 28 年 10 月 28 日）

○ 監視機能の充実に係る今後の方向性について

会派名	意 見
創政クラブ議員団	<p>委員会とは違う切り口で質疑をする必要がある。 監視の言葉を代えたほうがよい。 実行計画や個別計画の監視であるので、関係のない質問は控えること。 委員会としての評価を出すべき。</p>
新政クラブ議員団	<p>監視項目について、深く質疑していく。 年間計画についての中間チェックも必要ではないか。</p>
公明党議員団	<p>質疑については、多少逸脱した議員もいたように見受けられたが、全体として問題はなかった。 執行部に緊張感を持ってもらうため、議会も緊張感を持って監視の質疑や評価にあたることが重要であり、取り組みとしては大変良かったと思う。 今後継続していくべき。 具体的にも今回の内容でよいと考える。</p>
日本共産党議員団	<p>初めての取り組みで、あたりさわりのない質問になった。後期実行計画の中間点でもあり、どのような観点で計画の推移を見ていくのか、評価しにくい点がある。数値目標がない項目も多く、定例会の常任委員会とあまり変わらないものになった。 9月定例会前に、実行計画全ての項目についての検討をするほうが実になるのではないかと考える。</p>
鶴翔会議員団	<p>約 2 時間という時間の中で各項目について執行機関の説明を聞いた後、質疑を行い、限られた時間内で評価、意見を述べるのは、時間的に無理があるのではないか。 質疑の後、個人的な評価、意見を述べただけでいいのか。質疑の後、委員間討議を行い、その中で各委員の評価、意見を述べ、委員会として総括し進捗状況を評価すべきではないか。 各常任委員会での総括的な進捗状況も公表するべきではないか。 質疑内容が各定例会の常任委員会と同じようなことになっているのではないか。 年間を通しての進捗状況を監視するのではなく、年度途中でもその経過を検証し、今後の計画実施に向けて意見を述べる場を設けてもいいのではないか。</p>

舞鶴市議会における 災害対応について

(暫定版)

平成28年10月4日策定

舞鶴市議会



はじめに

舞鶴市議会では、平成27年5月に第19期の議会が取り組む活動の指針として、「第19期舞鶴市議会活動基本計画」を策定し、この計画における活動の基本となる目標を「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・効果的な議会運営」の3つを掲げ、その実現に向け、計画的に活動してまいりました。

近年、大規模災害が全国各地で発生していることを受け、「効率的・効果的な議会運営」の観点から、大規模災害発生直後からの緊急的な事態においても舞鶴市議会とその構成員である議員がその役割を十分に果たすことができるよう「議会における危機管理」を整理することとし、災害発生時における議会や議員の考え方・行動等について、議論を重ね、舞鶴市議会における災害対応の取りまとめを行いました。

目次

○ 災害時における対応の基本的な考え方	1
1 災害時における議会の役割	2
2 災害時における議員の役割	3
(1) 議会の構成員としての役割	3
(2) 地域の一員としての役割	3
(3) 議員の活動・行動基準	4
3 災害時における執行機関との関係	5
(1) 議会と執行機関との連絡調整窓口の一本化（原則）	5
(2) 執行機関の災害対応を優先するための議会運営上の配慮	5

○ 舞鶴市議会災害対策・支援本部（議会本部）	7
1 議会本部の役割	8
2 議会本部の構成	8
3 議会本部の所掌事務	9
4 議会本部の開設・閉鎖時期	10
5 議会本部へ参集する場合の判断基準	11
6 議会の役割・議会本部の役割	12
○ 舞鶴市議会災害対策行動マニュアル （一般災害・震災対策共通編）	13
1 行動マニュアルの趣旨	15
※ 基準とする期間（一般災害対策・震災対策）	16
2 初動期における行動基準	17
(1) 議会の対応	17
① 本会議・委員会開催時の対応	17
② 本会議・委員会が開催されていないときの対応	18

(2) 議員の対応	19
① 本会議・委員会開催時の対応	19
② 本会議・委員会が開催されていないときの対応	20
3 応急期における行動基準	21
(1) 議会本部の対応	21
(2) 議員の対応	22
4 復旧・復興期における行動基準	23
(1) 議会本部の対応	23
(2) 議員の対応	24
5 議会事務局の対応等	25
6 防災訓練等	26
7 その他	27

災害時における対応の 基本的な考え方

1

1 災害時における議会の役割

- ・ 議決機関、意思決定機関として、被災状況の確認や被災地の要望の把握を行う。
- ・ 執行機関の災害関連の補正予算等の審議を行う。
- ・ その成立後には災害対策の進捗確認や防災・減災への提言を行う。

議会の役割		災害時における議会の役割
① 市民の意思・意見の把握	⇒	被災状況の確認、現地の要望の把握
② 政策の提案・提言	⇒	市への災害関連予算の要望 国、府、関係機関等への要望
③ 議会としての意思決定 (議決機能)	⇒	条例・予算等の議案審議
④ 施策・事業の点検・監視・評価	⇒	災害対策の効果の点検・監視・評価 防災・減災対策の検討
⑤ 議会活動に関する市民への説明	⇒	災害対策、議会活動の広報 さらなる要望等の把握

2

2 災害時における議員の役割

(1) 議会の構成員としての役割

- ・市民から信託された市民の代表として、被災状況の確認や現地要望の把握を行う。
- ・被災地の状況や要望等現地の情報を伝えるとともに、市民の意思を的確に市政に反映させるため、現地調査、議案審議等の災害時における議会活動に従事する。

(2) 地域の一員としての役割

- ・議員の役割を認識したうえで、災害発生直後から舞鶴市議会災害対策・支援本部（以下「議会本部」という。）の閉鎖まで、議会本部の本部長（議長）からの招集がないときは、地域の一員として、被災者の救援、避難所運営等に従事する。

3

(3) 議員の活動・行動基準

- ・議員に求められる具体的な行動については、概ね、次のとおり

① 災害発生直後から議会本部開設まで(初動期)

- ア 自身等の安全確保
- イ 自身の安否等の伝達
- ウ 被災状況等の情報収集と伝達
- エ 地域の一員としての活動

② 議会本部の開設から活動決定まで(初動期、応急期)

- オ 議長、副議長、各会派の代表者
議事堂又は議長が定めた場所へ参集し、議会本部としての活動について検討
- カ 他の議員 ①のア～エの継続

③ 議会本部会議での活動決定後(応急期、復旧・復興期)

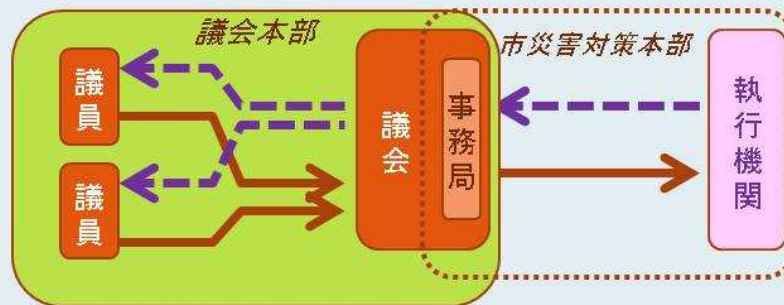
- キ 議会本部の構成員として、活動に従事

4

3 災害時における執行機関との関係

執行機関の災害対策を支援

(1) 議会と執行機関との連絡調整窓口の一本化(原則)

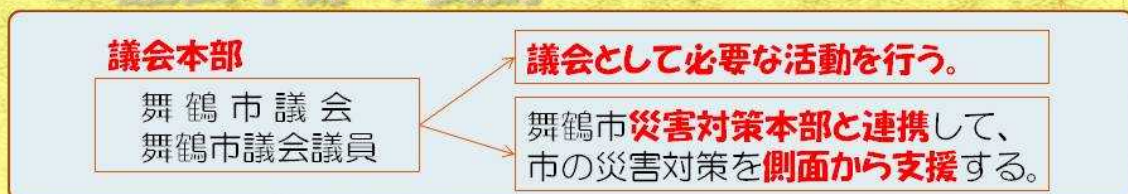


(2) 執行機関の災害対応を優先するための議会運営上の配慮

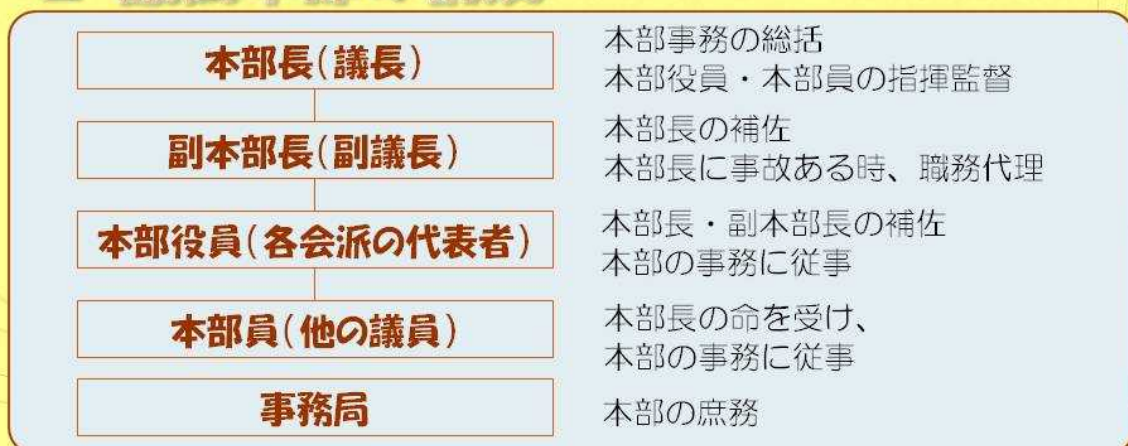
舞鶴市議会災害対策・支援本部 (議会本部)



1 議会本部の役割



2 議会本部の構成



3 議会本部の所掌事務

- ① 議員からの**災害情報を収集・整理し、市災害対策本部に提供**する。
- ② 市災害対策本部から**災害情報の報告を受け、議員に情報提供**を行う。
- ③ 必要に応じて、**被災地、避難所等の調査**を行う。
- ④ 議会として必要な活動を行うため、**議員の安否を確認**する。
- ⑤ 舞鶴市議会議事堂の使用が不可能な場合、**会議場所確保についで調整**する。
- ⑥ 災害からの復旧・復興を支援するため、必要に応じて、**国・府・関係機関等に対する要望活動の準備**を行う。
- ⑦ その他議会本部が必要と認めること。

4 議会本部の開設・閉鎖時期

- ① 開設=議長判断
市災害対策本部が開設された場合において、議長が必要と認めたとき
- ② 閉鎖=本部長判断
議会が通常の機能を回復した後、復旧状況に応じて閉鎖する。

5 議会本部へ参集する場合の判断基準

災害対応の期間	参集の判断基準	参集する者					参集場所
		本部長	副本部長	本部役員	本部員	事務局	
初動期 (開設時)	議会本部が開設されたとき *大雨・暴風等の特別警報が発表され、特別な警戒を必要とする場合 又は相当規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合 *市域に震度6弱の地震が発生した場合、震度5強であっても相当な被害があり、又は予測される場合 市域に津波警報が発表されたとき	○	○			○	舞鶴市議会 議事堂
初動期 応急期	本部長の判断(招集)により参集 *議員が地域の一人としての活動を行えるよう、必要最小限の人数で災害対応に係る協議等を行う場合	○	○	○		○	又は 本部長が定める場所
復旧・復興期	本部長の判断(招集)により参集 *議員全員で災害対応に係る協議等が必要である場合(議員は、可能な限り議会本部会議に参集)	○	○	○	○	○	

※ 被害状況により、参集できない場合は、電話等で対応する。

※ 議会事務局は、庶務として対応する。

11

6 議会の役割・議会本部の役割

災害時における議会の役割	議会	議会本部
被災状況の確認、現地の要望の把握		○
市への災害関連予算の要望 国、府、関係機関等への要望	○	○(準備)
条例・予算等の議案審議	○	
災害対策の効果の点検・監視・評価 防災・減災対策の検討	○	
災害対策、議会活動の広報 さらなる要望等の把握	○	

12

舞鶴市議会
災害対策行動マニュアル
(一般災害・震災対策共通編)



1 行動マニュアルの趣旨

舞鶴市内で

大規模災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合(※)

(舞鶴市災害対策本部が開設された場合)

舞鶴市議会(以下「議会」)及び舞鶴市議会議員が(以下「議員」)

議会として必要な活動を行うとともに

舞鶴市災害対策本部と連携して、

市の災害対策を側面から支援するために

必要な行動について定める。

(※)大規模災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合とは

(市災害対策本部の開設基準に準じる。)

風水害、土砂災害等(一般災害)の状況	地震、津波(震災)の状況
<ul style="list-style-type: none"> 大雨、暴風等の特別警報が発表され、特別な警戒を必要とする場合又は相当規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 市域に震度6弱の地震が発生した場合 震度5強であっても相当な被害があり、又は予測される場合 市域に津波警報が発表されたとき

15

※基準とする期間(一般災害対策・震災対策)

期間区分	期間定義
初動期	災害発生時から概ね72時間が経過するまで
応急期	初動期を経過後、応急措置を講ずる時期とし、復旧・復興期までの期間 ※ 警報が解除され、被害が収束した段階まで
復旧・復興期	応急期経過後、議会が通常の機能を回復するまで

16

2 初動期における行動基準

(1) 議会の対応

① 本会議・委員会開催時の対応

- 議事を調整し、参集者全員の安全を確保する。

本会議

- ・ 議長は、状況に応じて、本会議の「休憩」を宣言
- ・ 議長は、休憩宣言後、以下いずれかの対応を判断する。
 - ① 安全を確認し、会議を再開
 - ② 直ちに会議を再開し、「延会」することを諮り、「延会」を宣言
 - ③ 閉議時間の到来により、自然延会

委員会

- ・ 委員長は、状況に応じて委員会の「休憩」を宣言
- ① 安全を確認し、委員会を再開
 - ② 委員会開催日から日付が変わることにより
自然散会

※ 議場(委員会室)から避難が必要となった場合

議長(委員長)は、傍聴者をはじめとする議場(委員会室)内参集者全員の速やかな避難を図る。

- その後、議長が必要と認めたときは、議会本部を開設する。

17

② 本会議・委員会が開催されていないときの対応

- 本会議の延期(自然休会)など緊急を要する場合は、議会の運営を議長が判断する。
- その後、議長が必要と認めたときは、議会本部を開設する。
- 議会として必要な活動を行うため、議員の安否を確認する。
- 議員からの災害情報を収集・整理し、市災害対策本部に提供する。
- 市災害対策本部から災害情報の報告を受け、議員に情報提供する。

18

(2) 議員の対応

① 本会議・委員会開催時の対応

- 議長又は委員長の指示に従う。
- **速やかに自身の安全を確保**し、被災者がある場合には、その**救出・支援**を行う。
- **状況に応じて退庁し、地域での支援活動等**を行う。
- 退庁後は、**安否及び居所又は連絡場所を議長に報告し、以後の連絡体制の維持**に努める。

② 本会議・委員会が開催されていないときの対応

- 議長が、本会議の延期（自然休会）など、議会の運営について**判断した場合は、その判断に従う**。
- **自身や家族等の安全を確認**し、安全確保のため、速やかに安全な場所へ避難する。
- **安否及び居所又は連絡場所を議長(本部長)に報告し、以後の連絡体制の維持**に努める。
- 上記の連絡が不可能な場合は、むやみに移動せず、**自宅又は自宅付近の避難所等にとどまり、議長(本部長)からの連絡を待つ**。
- **自身の安全を確保したうえで、地域の被災者の安全確保、避難誘導に地域の一員として協力**する。
- 必要に応じ、**議長(本部長)へ地域の災害状況及び避難状況等を伝達**する。

※留意事項※

市災害対策本部への災害情報の提供及び要望等は、原則、議会本部を通じて行う。

3 応急期における行動基準

(1) 議会本部の対応

- 災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、**市災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力**を行う。
- 議員からの**災害情報を収集・整理し、市災害対策本部に提供**する。
- 市災害対策本部から**災害情報の報告を受け、議員に情報提供**を行う。
- 必要に応じて、**被災地、避難所等の調査**を行う。
- 本部長は、議員の安否確認や議場の確保についての調整等、**議会として必要な活動が早期に行えるよう努める**。

21

(2) 議員の対応

- **自身の安全を確保**したうえで、各地域における被災地及び避難所等において**情報収集に努める**。
- 必要に応じ、**議会本部に情報を提供するとともに、地域の一員として共助の取り組みが円滑に行われるよう協力**する。
- **市民に対し、知り得た正確な災害情報を積極的に提供**する。

※留意事項※

市災害対策本部への災害情報の提供及び要望等は、原則、議会本部を通じて行う。

22

4 復旧・復興期における行動基準

(1) 議会本部の対応

- 災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、**市災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力**を行う。
- 災害からの復旧・復興を支援するため、必要に応じて、**国・府・関係機関等に対する要望活動の準備**を行う。
- 本部長は、舞鶴市議会議事堂（舞鶴市役所本庁舎）の使用が不可能な場合（崩壊、危険、長期停電など）は、市災害対策本部と連携し、**議会が開会できる使用可能な施設(会議室等)の確保について調整**する。
- 本部長は、市災害対策本部等と連携し、**必要に応じて、議会本部会議に本部員を招集**する。
- 本部長は、議会が通常の機能を回復した後に、復旧状況に応じて、議会本部を閉鎖する。

23

(2) 議員の対応

- 地域で活動している議員は、議会本部会議への招集があれば、**可能な限り、当該会議に参集**する。

24

5 議会事務局の対応等

(1) 議員からの連絡における確認項目

- 安否確認
- 状況確認
- 連絡可能な手段・連絡先の確認

(2) 市災害対策本部との調整(議会事務局長)

- 議会本部の庶務を統括し、本部長(議長)の命を受けて行動する。
- 議員の安否を議会本部(議長)に報告する。
- 市災害対策本部会議等に出席し情報収集に努めるとともに、議会本部へ情報を提供する。
- 議会本部からの災害情報を市災害対策本部に提供する。

25

6 防災訓練

- 議会は、災害等を想定した**防災訓練**又は**避難訓練**を行う。
- 議員は、地域が実施する防災訓練や避難訓練には、主体として積極的に参加し、**災害時における自らの行動を検証**する。
- 防災訓練を通じて、本マニュアルを検証し、必要な見直しを行うものとする。

26

7 その他

- その他必要な事項は、議会本部（議会）で協議のうえ、決定する。